

平成 27 年第 3 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 27 年 6 月 11 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 2 番 星 宏子議員
 - 1 . 軽度・中度難聴児に対する支援について
 - 2 . 自殺防止対策について
 - 3 番 相馬 剛議員
 - 1 . 本市の運動施設における管理責任について
 - 2 . くるいそ運動場テニスコートについて
 - 3 . 小中学生社会体育活動支援について
 - 4 . 小中一貫教育について
 - 17 番 吉成伸一議員
 - 1 . 魅力ある「東那須野公園」整備について
 - 2 . 公民館機能の強化について
 - 3 . 魅力発信の新たな施策について
 - 4 . 那須野巻狩まつりの魅力アップのために
 - 18 番 金子哲也議員
 - 1 . 社会教育について
 - 2 . 子どもの貧困にどう取り組んでいくか

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画政策課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	渡邊秀樹	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	菊地富士夫
子ども未来部	藤田恵子	子育て支援課長	石塚昌章
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	印南良夫
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	八木澤秀	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	会田裕司
農業委員会事務局長	川嶋勇一	西那須野支所長	関谷正徳

塩原支所長 赤 井 清 宏

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿久津 誠

課長補佐兼
議事調査係長 増田 健造

議事調査係 長岡 栄治

議事課長 大武 利幸

議事調査係 伊藤 靖

議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し、順次発言を許します。

星 宏 子 議員

議長（中村芳隆議員） 初めに、2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） おはようございます。

議員番号2番、公明クラブ、星宏子。

質問の通告書に従い、市政一般質問を始めさせていただきます。

1、軽度・中度難聴児に対する支援について。

新生児スクリーニングにより、難聴児を早期発見し、聞こえに対する支援も充実してまいりました。

難聴には、軽度・中度難聴、一側性難聴、進行性難聴等がありますが、高度難聴児も人工内耳手

術により軽・中等度難聴と同じレベルの聞こえを取り戻す事例もふえております。

軽度・中度難聴児の聞こえは、対面の会話や大きな声の対話は不自由ない、小さな声の話やささやき声が聞きにくい、複数名による会話での話し合いや意見調整は難しいといった状況があります。

また、聞こえにくいことにより、自分に自信を持つことができず、円滑な対人関係がとりにくくなるため、社会性の発達のおくれにつながることも危惧されます。

日本耳鼻咽喉科学会会報に「小児難聴は早期発見が不可欠である。同時に、特に軽度・中等度難聴児においては、聴覚障害を適正に認識・受容できるような指導、補聴の定着、そしてコミュニケーション指導が必要である」と記載されております。

以上のことから、以下のことについてお伺いをいたします。

新生児スクリーニングの受診の状況をお伺いいたします。

本市の軽・中等度難聴児の人数をお伺いいたします。

本市の支援の状況についてお伺いいたします。

幼保小中学校における教育支援について本市の考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 1番の軽度・中等度難聴児に対する支援のうち、私からは からまでにつきましてお答えを申し上げます。

初めに、 の本市の新生児スクリーニングの受診状況についてお答えをいたします。

新生児聴覚スクリーニング検査と申しますのは、

聴覚障害を早期に発見し、支援をすることを目的として行うもので、出生医療機関において入院中に行う検査でございます。

本市の乳児健診で把握できました平成26年度の状況では、939人中853人の方が出生医療機関において受診をしており、受診率は90.8%でございました。

次に、本市の軽度・中等度難聴児の人数については、この障害が身体障害者手帳の取得要件の対象外であるということから、把握する手段がないというのが実情でございます。

次に、本市の支援の状況についてお答えいたします。

新生児聴覚スクリーニング検査や乳幼児健診におきまして、聞こえに何らかの障害が疑われる場合には、育児相談や発達相談でのフォローアップを行い、適切な療育指導が必要と認められる場合には、専門機関への受診を勧めているところであります。

また、医療機関を受診した結果、補聴器の利用による療育が必要と判断された場合には、軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業における補聴器購入の費用助成により、子どもの言語発達の支援やコミュニケーションの向上を促進しているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 教育長。

教育長（大宮司敏夫） それでは、私のほうからは、幼保小中学校における教育支援についての本市の考えにつきましてお答え申し上げたいと思います。

幼保小中学校の教育支援につきまして、就学前の支援と就学後の支援に分けてお答えをいたします。

就学前の教育支援につきましては、早期に保護

者との就学相談につなげることを目的に、年長児巡回訪問や5歳児発達相談において、就学相談の対象となる児童の実態把握と情報の収集を行っているところであります。

さらに、難聴児の保護者との面談においては、難聴特別支援学級、言語障害通級指導教室の情報を提供したり、学級見学や参観を促しているところであります。

就学後の教育支援につきましては、大山小学校に難聴特別支援学級を設置し、難聴指導の拠点校として指導に当たっております。

授業における対応といたしまして、教師の声を明瞭に聞き取ることができるよう、補聴器の装着、防音のための装置、FMシステムの活用を行っているところであります。

自立活動の指導におきましては、相手を注視する態度や構え方、声の出し方や相手とのかかわり方等、コミュニケーションに必要な能力を身につけることを重視して指導をしているというような状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） それでは、一括して質問したいと思います。

に関しましてなんですが、新生児のスクリーニングということで、受診率が90.8%というお答えをいただいたのですが、県のモデル事業時、この無料券、新生児の聴覚に対するスクリーニングをやるクーポン券が発行された時期もあったそうなんですが、その発行されたときには受診率は100%だったと聞いております。

今回の受診率90.8%ということで、受診していない9.2%の方の受診しない理由というのがもしわかりましたら教えていただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 最初にお答えしましたとおり、受診率につきましては、乳幼児健診で保護者の方、一般にはお母さんになるかと思えますけれども、お母さんの聞き取りから把握した数字でお答えをしたところでございますけれども、その際に、なぜ受診をしなかったのかということについてまでは詳しい調査をしてはいないところでございます。

ただ、推測するところでございますけれども、最初にお答えしましたように、検査というのは医療機関でやると。寝ている新生児の脳波をはかるというような形でやりますので、そういうような器具がない、例えば助産施設で子どもさんを出産なさったと、そういうような方の場合には検査ができないというようなことから、受けていないというようなことは数%程度はあろうかなというふうに推測はしているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） それでは、医療機関ではなくて助産師で出産された方はスクリーニングは受けていない、また、多分帰省というか里帰り出産という方もいらっしゃるのかなとは思いますが、スクリーニングを受けなくて、乳幼児健診などでも聞こえの検診もあるかとは思いますが、そういった受診をされなかったご家庭にしましては対応はどのようにしているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） スクリーニング検査を受けていないお子様の聴覚の問題についてのフォローということでございますけれども、出生後4カ月目には、4カ月健診というのを全部のお

子様に受けていただきます。

その際には、耳の聞こえについても保健師が検査を行っております、何か心配な兆候があるとか、そこで判断がつくわけではございませんけれども、そのような場合には、専門機関への受診というのを勧めるようにしております、その場合にはそのフォローも行って、大体、その場では判断つきませんけれども、6カ月、7カ月ぐらいのところまでにはおおむね判断がつくようなことになるように、フォローは行っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） フォローはされているということでお答えをいただきました。

聞こえというのは、本当にその後の発達、語彙力に対しましても、また、コミュニケーション能力を発達させるとも大事な時期です。新生児から6カ月の間に物すごく発達をしていく期間でもありますので、フォローができていくということでお答えをいたいただきましたので安心したんですが、できればスクリーニングを100%の受診率がいいと思うんですけれども、その受診率を100%へつなげるためにも、例えば出産前、母親学級なども市で行っているかと思うんですが、そういったことで、軽度・中等度難聴も含めて難聴に対する知識を深める例えば講座とか、あとスクリーニングの大切さなどを学ぶ機会などをつくってはいかがかと思えますけれども、お考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 妊娠中のお母さんに対しましては母親学級というのをしております、大体1人3回程度で、大体といいますか3

回ですけれども、状況によって3回受けられる方、受けられない方はいるかと思えますけれども、3回のクラスを予定しております、1回大体2時間弱ぐらいのコースで行っております。

スクリーニングテストにつきましては、最初に母子手帳をお渡しするところですが、母子手帳にもそういう検査があるというようなことも記載してありまして、周知はしているところではございますけれども、母親学級、いろいろな講座がありまして、さらに新たなことをふやすというのがどの程度できるか、ちょっとこの場ではわからないところがございますけれども、今、議員から提案いただきましたようなことをもし追加できるようであれば、追加できるかどうか検討したいと思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひ追加をしていただけるようお願いいたします。

6月9日の下野新聞に、厚生労働省が新生児の聴覚検査のスクリーニングテストの検査実施の件で記事が載っていたんですけども、その中で、各自治体に対して、全国の自治体の検査実施率を調査して、自治体名を含めて結果を公表することを明らかにしたと出ておりました。

また、5月の中旬に調査票を送付し、初回検査、再検査、精密検査のほか、それぞれに対する公費助成の有無も調べて、6月までに回収するという事を出ていたのですが、こちらのアンケート調査といいますか実施率の調査というのは、那須塩原市のほうにも届いているのでしょうか。

もし届いていましたら、その内容をどういったものなのか教えていただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 新生児のスクリーニング検査に関する厚生労働省が行った調査の件でございますけれども、議員が多分ご質問いただいた検査かと思えますけれども、私どものほうには5月12日付で栃木県を通じまして、全体的には母子保健事業に係る調査でございますけれども、その中の一つの項目といたしまして、新生児検査に関する調査ということで国から調査が参っております。

中身につきましては、今議員がご質問されたように、検査の実態を把握しているかどうか、それから把握していれば、初回の検査、2回目の検査等の検査の結果、それからその検査を受ける方への助成の状況などについてお答えをするというものでございまして、一応全体的に県を通して国へ回答になりますので、いつまでに国に回答するのかわかりませんが、県には6月23日までに回答するようにというようなことで通知が来ているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 受診率100%につなげるためにも、先ほど母親学級などでお母さんたちにもぜひお勧めをしてくださいということをお願いをしたところではあるんですが、例えばクーポン券、県のモデル事業でやったときにクーポン券が発行されたときには受診率が100%だったということ考えたときに、やはりクーポン券などを市独自でやった場合には受診率というのは100%になるのではないかと考えるんですけども、そういったところのお考えがあるかどうかもお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 受診率の100%化

を目指して、市独自の施策としてクーポン券を出すような事業をやったらどうかというご質問かと思いますが、確かに早期の発見には新生児スクリーニング検査というのは大変有効なところかと思えます。

前にどのような状況でどういうふうに行っていたかをちょっと存じ上げないところでございますけれども、2回目のご質問でお答えしましたように、機械がない医療機関あるいは助産施設等でお子さんをお産みになった場合には、機械がないということで検査が受けられないと。100%を目指すためには、そういう方の検査をどういうふうに行っていくのかということも対処を考えなければならない。それから、里帰り出産であれば全国的な問題というところもございまして。

那須塩原市だけではなかなか難しい問題も多く含んでいるのかなというところもございまして、現時点ではそのような考えを持っていないところではございますけれども、早期の発見というのは確かに議員おっしゃるとおりでございますので、現時点で行えるところとしましては、先ほど申しましたように、全乳児に対しまして4カ月健診をやる。そこら辺で漏れがないように。中には受けるのが遅かったりする場合もあるでしょうから、そういうことがないように早く受けていただくとか、そういうことを徹底するのが今できることかなと思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） わかりました。

早期発見が第一ということで、4カ月健診で発見できればさらにそれに越したことはないのですが、やはり同じ下野新聞の記事の続きにはなるんですけども、新生児の聴覚スクリーニング検査については、日本耳鼻咽喉科学会を初め日本産婦

人科医会、日本小児科学会など9学会から5月初め、厚労省宛に公的支援を求めて要望書を出しているという内容も出ております。

こういった耳鼻科学会ですとか産婦人科医会ですとか小児科学会なども、やはり早期発見でスクリーニング検査というのは大切ですので、公的支援をしていただきたいという要望書を出したということをお考えますと、もし公的支援というものが国で援助になった場合、補助しますというふうに行き決めた場合は、那須塩原市におきましては、公的支援を受けるといふかそういったことも考えられますか。お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 将来の国の動きが現時点ではわかりませんし、仮定での上のご質問でございますけれども、国が助成をある程度する、あるいはその背景には、全国的な制度として、機械のないところでお生まれになったお子さんのバックアップ体制なんかもある程度整備がされるというようなことも必要があるかと思っておりますけれども、そういうことであれば、そういう制度の導入については、これは私の考えでございますけれども、相当前向きに検討する必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） わかりました。もし、本当に仮定の話にはなってしまうんですけども、そういう機会が来たときには、ぜひ名乗りを上げて取り組んでいただければと思います。

また、支援の状況についてなんですが、専門育児相談ですとか発達相談で聞こえに対して何かちょっと問題があった場合には、フォローアップを行って、適切な療育指導が必要であると認められ

る場合には専門機関へ受診を勧めているということでしたが、例えば専門機関にお勧めをしました。お勧めしただけで終わりになってしまうのか、それとも、その後のフォロー、追跡とか、そういったものを行っているのかどうかをお伺いいたします。議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 乳児につきましては、議員ご承知のとおり4カ月健診ですとか1歳6カ月、2歳、3歳と健診していきますけれども、そこで聞こえに問題がある場合には、当然専門機関への受診等を勧奨しているところでございます。

それだけで終わることなく、次回のときとか、心配なお子様には次回の検査まで待たず、直接、電話等になるかと思えますけれども、保健師が連絡をとりまして、その結果どうだったかと、問題がなかったとか、こういうことで例えば中耳炎で聞こえが余りよくなかったけれども治療をしていますよとか、そういうところまではフォローはしているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） わかりました。丸投げではなくてフォローされているというお話でしたので、了解をいたしました。

また、乳幼児健診のときに聞こえの検査もしますが、そういったときに、例えば保護者さんに対しても軽度・中度難聴に対する理解が不足していると、軽度・中度というのは音が全く聞こえないわけではなくて、聞こえが悪い、聞こえづらいということで、呼びかけにも反応しますし、また、日常生活では多分それほど親の立場としては不便を感じない聞こえだと思うんですね。

ですけれども、発達の段階で聞こえに何か問題を抱えていた場合に、親の認識がなかったとき、

療育の開始年齢がおくれるということも考えられると思います。

保護者への正しい情報提供というのが重要ではないかと考えるんですけども、軽度難聴といいますのは、30から39dBということで、対面の会話、1対1での会話や大き目の声の対話は不自由なく聞こえますし、小さな声の話とかささやき声が聞きにくかったり、また騒音があつたりというところとか雑音の多い場所では電話の声はすごく聞き誤ることが多いという症状になります。

また、40から69dBの中等度難聴といいますと、近くで大き目の声の会話は聞き取れますが、電話では詳細な話を聞き誤ることもある。また、複数名による会話での話し合いや意見調整は難しいということで、聞こえに対する障害の状況というのものでもありますから、そういったことを保護者さんもきちんとやっぱり掌握できるような形で、何かしら教えてあげるとか学ぶ機会があるといいのではないかと思いますけれども、そういった情報提供という部分では市はどのように考えているかをお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 各乳児の検査におきまして何らかの心配事があるので専門機関への受診を勧めていると。そういう中では、当然そういうことについてもある程度の話はしていると聞いてございますけれども、大変申しわけありません、どの程度までのどういう話をしているかということについては確認をしていないところでございますけれども、議員おっしゃいますように、お母さんの中には比較的日常会話を通じるので軽く考えているなんていう場合もあるかもしれませんので、全員のお子さんに、あるいは全員のお母さんにとってもいいのかもしれませんが、

そういうことをやる必要はそこまではないと思うんですが、検査で何らかの心配があるという人につきましては、なぜそういう検査をするのかとか、その後どういう療育が必要なのかとか、そういうことについては十分な情報提供をしていく必要があるというふうには思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひそうした対策をとっていただければ保護者さんもこれから子育てしていく中で大変参考になると思いますし、また、聞こえというのはとても大切なことだということもわかった上で、きちんと子どもに向き合うこともできると思いますので、ぜひそうした取り組みを進めていただければと思います。

また、軽・中等度難聴のほかにも一側性、片耳は普通に聞こえるんだけど片耳が聞こえないとか、また、進行性である難聴ということもありますけれども、そういった児童に対しても支援が必要であるのではないかと考えるんですけれども、そういった一側性難聴とか進行性難聴に対する子どもたちへのフォローとかも考えていらっしゃるのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） これは、全体に乳幼児の検査というところで何かしら不都合があった場合には、当然その後の精密検査の必要性ですとかそういうのは伝えるというのが、耳の聞こえの問題だけではなくて、視力の問題とかいろいろありますので、全体的にはそういう中で行っていくことだというふうに思いますし、行っているというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひフォローのほうをよろしく願いいたします。

続きまして、1番の幼保小中学校の教育支援についてなんですけれども、軽度・中度難聴を抱えているお子さんに対してもフォローを、未就学児に対してのフォローはされているんですけれども、そういった子どもたちが入っている幼稚園、保育園の先生方に対しての、例えば難聴を抱えている場合はこのように話をするといいよとか、そういった指導があるのか、また支援は行われているのかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 幼稚園、保育園の先生方に対する指導というご質問かと思っておりますけれども、現在子ども未来部で、例えば年長児の各保育園等を回って、その聞こえに限らず、いろいろなちょっと発達に関して支援が必要な子どもたちをそれぞれ担当の職員が各園等を訪問しまして対応しているところで、そのときに1件1件、現場の先生方とお話をさせていただきながら対応策等も練っていると聞いておりますので、特別の研修会とかというのは開いてはいないかと思っておりますけれども、その辺でお互いに情報交換をしながら連携はとっているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 連携はされているということで、了解をいたしました。

また、そういった子どもが今度小学校に入学をするときに、今度は小学校の先生方とかにも引き継ぎはされていくのでしょうか。お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 当然のことながら、学校の接続に関しましては一人一人につきまして引き継ぎを行っておりますので、そういった情報も当然のことながら入学予定の学校には届くというふうになっております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解をいたしました。ぜひ小学校に入ったときにつまづきのないようによろしく願いいたします。

また、大山小学校が難聴指導の拠点校になっておりますが、例えば遠くて通級するのが難しいといった家庭のお子さんに対しては、地元の小学校で普通に小学校に通えるのかどうか、必ず「ヒビキ学級」だったと思うんですけどもヒビキのほうに行かなくてはいけないのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 現在、市内におきましては大山小学校に1学級という設置でありますので、基本的にほかの学校でその受け入れ体制が整備されているかどうか、専門に指導できる環境が整っているかという、現状ではちょっと難しい部分があろうと思っております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 仮に、もし軽・中度といった場合には、軽度・中等度の場合、補聴器をかけなくても聞こえる児童生徒ももちろんいますし、ヒビキ学級に行かないまでも、多少普通学級で授業も受けられるよといった児童生徒が現在いるのかどうか、もしわかりましたら教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 現在のところ、市内各校に大山小学校にこういう学級が設置されていると

いうことは周知されておりますので、そこへの希望については現在のところ把握はしておりません。把握というか、いるということは聞いておりません。

ただ、先ほどの答えの補足になりますけれども、各学校におきましても、聞こえにくいというそういった子に対しての対応というんですかね、そういったものはきちんとなされているというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） わかりました。ヒビキ学級も見学させていただいたのですが、いすの音とか机を引く音とかが響かないように、テニスボールなんかを足のところにつけて、音が出ないように、雑音とならないようにということですので配慮をされていて、窓ガラスもペアガラスになっていたりとか防音という部分もかなり措置をされていてすばらしいなと思っていたんですが、やはり聞こえにくさ、例えば今後聞こえにくい児童生徒がいた場合、今のところはいらっしゃらないというお答えだったんですけども、ヒビキ学級に入らなくても地元の小学校に入学したいといった場合、いろいろ対処しなければならぬことはさまざまあると思いますが、ヒビキ学級の場合、県の聾唖学校の先生が来てくださって、研修もして下さっているということもお伺いしておりますけれども、そういった児童生徒が普通学級に入った場合、学校全体でそういった取り組みをするのはとても大変な話になってしまうと思いますので、そのクラス対応ということで担任の先生でしたりとか、そのクラスの中での支援というのができるのかどうかをお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） まず、大山小学校での学

級の設置に当たりましては、これは今までも本市にはなかったわけですので、当然のことながらそういった指導のノウハウを十分に備えている先生が確保できるかということも大きな問題だと思います。

その点、開設に当たっては、今議員からありましたとおり、県の特別支援学校からのサポートがしっかりできるということを事前に確約をした上で開設をしておりますので、今後そういったノウハウはどの学校においても必要なものでありますので、研修も実際行っておりますが、さらに諸所図って、適切な指導がどの学校においても必要な場合に行えるというようなことについては努力をしていきたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） わかりました。ぜひ、ヒビキ学級が那須塩原市においては難聴指導の拠点校で、その先生が中心となってまたほかの学校でもご指導していただけるということだと思いますので、ぜひそういった取り組みも今後ますますふえていって、また活発になっていければと思います。ありがとうございました。

また、家族への支援ということなのですが、先ほども言ったんですけれども、やっぱり乳幼児から学齢期、中学生以降におきましても、保護者の家族の支援というのはとても重要だと思います。

また、軽度・中度難聴児にありましても、本人自身が音声、言葉のコミュニケーションに不都合を感じていない、本人自身も感じていない場合もあったり、また、保護者の方についてもこれと同様の状況が考えられると思います。

また反対に、「聞こえに問題があるよ」というと過敏に反応してしまう方もいらっしゃるんですけれども、本当にそういった障害に対して常に気持ちが揺れ動くというのも本当ですので、

こういった担当におかれて取り組まれるということにつきましては、保護者と、あと子どもの実態や抱えている問題をぜひすくい上げていただければと思います。

また、さまざまな様相があります軽度・中度難聴児を持つ保護者の支援のあり方というものも、取り組んでいただけるということで先ほどご返答をいただいているんですけども、さらなる支援が進みますようお願いをしまして、1番目の質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、2番の質問に移らせていただきます。

2. 自殺防止対策について。

我が国における自殺者数は、平成10年以降、14年連続で年間3万人を超えていましたが、平成24年は15年ぶりに3万人を下回りました。

年齢別の自殺の状況は60歳代が最も多いのですが、男女別に見ると、40歳から60歳代の男性で自殺者数の約4割を占めています。

本市における自殺者数は、平成26年で総数34名でした。原因は、1位、健康問題、2位、経済・生活問題、3位、家庭問題となっておりますが、自殺に至るには複数の原因が重なっており、個人的要因と社会的要因が複雑に絡み合っています。

WHO（世界保健機関）は、平成16年の自殺予防デーに合わせて、「自殺は大きな、しかしその大半が予防可能な公衆衛生上の問題である」と世界に向けてメッセージを発信しました。

平成10年以降の自殺の増加は、経済的な理由等で社会的に追い詰められた中高年の自殺の増加が大きく影響していると考えられています。社会的要因で追い込まれた末の自殺は、社会的な対策を講じることで防ぐことができると考えられることから、以下についてお伺いいたします。

「こころの体温計」の現在の利用状況について

てお伺いいたします。

県で実施している24時間相談窓口との連携についてお伺いいたします。

本市における相談窓口体制の充実と強化についてお伺いいたします。

ゲートキーパー養成の現状と課題についてお伺いいたします。

高齢者の自殺も多いことから、地域の見守り隊との協力についてお伺いをいたします。

ボランティアグループ、民生委員、カウンセラー、医療機関、行政窓口等の連携が重要になることから、今後の連携強化についてお伺いをいたします。

自殺企図者も含めて家族への支援についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 星議員の質問に私からお答えいたします。

答弁の前に、これは大変重い課題でございまして、これは本市にとっても県にとっても国にとっても実はとても重い。

というのも、私は3年5カ月前に市長就任ということになりましたが、この15年間、この問題を議員として何か解決がと追っかけて勉強もしました。その解決の尻尾もつかめないで市長になっちゃったと、こういう深い反省も持っている課題でございまして、自分の考えもいろいろありますので、以下、答弁に進めたいと思います。

今、冒頭でお話があったように、自殺者、14年間3万人を超過して、ここ3年ちょっと減ってきたと。でも、これは一件落ち着になっていないんですよ。

というのは、15歳から39歳までの若者、この減

少はほとんど見られない。若い人が人口減少の時代に亡くなっていくと、こういう状況は解決の糸口をつかんでいない証拠だと思っている一人です。

また、日本全体でも、G8、G7、先日終わりましたが、その中ではロシアが断トツ。10万人当たりの死者で日本は第2位、これは前からそうなの。アメリカの2倍、イギリスの3倍のこういう人が亡くなっている。これは世界的にもちょっと恥部に当たると。こういう側面も持っているとても重い課題だと思ひまして、ただいまの質問、身にしみながら聞かせていただきました。

そして、この最も重いというのは、企図者とそれから遺族があるわけですが、逆に遺族のこの悲嘆のプロセスという非常につらい悲しい思い、こういうものは、自殺全体像の中で6割7割は遺族の問題になっていると、こういうこともございます。

何とか解決したらといっても、その解決の方法はそうはございません。先進事例、全国にごく少ないんですが、岩手県、岩手医大との業務提携をして、救急救命センターに大学のお医者さんが駆けつけて、混乱する遺族をずっとケアしていく。これなんかはもう日本の多分モデルだと思いますし、あともう一つ、青森にも一つの町が実施した例がございまして、全国ではほとんど進んでいないと、こんな状況だと思っております。

9年前に自殺防止法、国会で決議をされ、その中で国、県、市、そして事業者、こういう人が連携してやれと言っても、そこに大きな予算が流れた形跡は全くなくて、なかなか対策が進まない。こういうことが前に横たわっていると、こう考えていただいて、以下の答弁を申し上げたいと思います。

の「こころの体温計」の利用状況でございまして、この「体温計」は、簡単な質問に答えるこ

とで、現在の自分のストレスの度合いをチェックできるシステム、最終的には各種相談窓口を案内するものであります。

平成26年度の利用については4万4,746件のアクセスがございました。

次に、県で実施している24時間相談窓口との連携についてお答えいたします。

相談窓口については、栃木県で行っている「こころのダイヤル」、あるいは社会福祉法人が24時間対応で実施している「いのちの電話」などがございます。これらの相談では、名前を聞かないことや相談内容を外部に出さないことが原則でありますので、ここの相談に対応する具体的な連携はとれないのが現状でありまして、「こころの体温計」などにより相談窓口を周知する際に、その一つとして案内をしていると、こういうことでございます。

特にこの24時間相談「いのちの電話」、県の事務局を訪問したことがございますが、これは全国的には時間が無制限になって、相談に応じる人が激減している、もう応じ切れないと、こういう問題もございますが、一つだけ栃木県が誇りにしていると思うのは、4年前ですけれども、51名もの応募者があったと。これ、全国で断トツにトップなんです。何とか支えたいと、こういう人をもってこの「いのちの電話」の相談を引き受ける、電話相談、これが51人、断トツだったと事務局にお聞きをして、県の良識、捨てたものじゃないなと感心したこともございました。

また、この相談窓口体制の充実と強化についてもお答えいたします。

本市では、カウンセラーによる心の相談を実施しており、生活する上でさまざまな不安を持った方や生きづらさを持った方に来ていただいております。

今後も多くの方に利用いただけるよう周知をしていきたいと思っております。

のゲートキーパー養成の現状と課題についてお答えいたします。

家庭や職場、地域など、さまざまな場面で身近な人の示すサインに気づき、見守り、必要に応じて専門の相談機関へつなげていく適切な対応を図るゲートキーパーは、自殺を防ぐ意味で大きな役割が期待されている人材でございます。

本市では、平成25年度からゲートキーパー養成講習会を実施し、これまで民生委員、児童委員や市職員、障害福祉サービス事業所の職員、介護保険事業所職員などを対象に、メンタルヘルスやゲートキーパーとしての役割について理解を深めてもらう機会を提供してきたところでございます。

ゲートキーパーは、その役割を理解すれば誰でもなれるものですが、今後は市民の参加を得ながら、期待もしながら、より多くの方にゲートキーパーとしての認識を持っていただきたいと考えております。

次に、高齢者にかかわる地域の見守り隊の協力についてもお答えいたします。

本市では、今年度から着手した地域住民助け合い事業ですが、誰もが住みなれた地域で自立した生活ができるよう、地域の中のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症の人、障害等から何らかの手助けを必要としている人を、地域住民みずからが無理のない範囲で見守り等、助け合いをするものでございます。

手助けを必要としている人を地域住民が見守ることで、地域の中での孤立化が避けられ、高齢者の自殺防止につながる効果も期待できると考えております。

次に、ボランティアグループ、民生委員、カウンセラー、医療機関、行政窓口等の今後の連携強

化についてもお答えいたします。

関係機関の連携につきましては、県北健康福祉センターを中心に、管内の首長、医療、民生委員、学校、警察、消防、商工会、企業などの団体によるネットワーク会議が開催され、各機関の現状や課題などの共有を行い、連携の強化に努めております。

また、一番の自殺企図者も含めた家族への支援についてもお答えいたします。

先ほども若干述べましたが、自殺企図者あるいは自死遺族への支援、これは大変重要であると考えておりますが、特にこの遺族への支援が最も大事だとも言われております。

今後も心の相談業務等において対処をしていきたいと思っております。

以上、第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 市長の自殺対策に対する熱い取り組みのご答弁をいただきましてありがとうございました。

それでは、順次質問をさせていただきます。

「こころの体温計」の利用状況についてなのですが、26年度は4万4,746件ということでしたが、近年こういった「体温計」の利用を見まして、近年、この傾向、こういった状況が変わっているよとか、読み取れるものがありましたらお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 「こころの体温計」につきましては、平成24年度の中途に本市としては開始をしたところでございます。

年度全体の統計的な数値を持っていますのは、そういうことから25年度と26年度というような形になるところでございまして、件数的には25年度

が6万9,282件ほどありましたが、26年度は先ほど申し上げました4万7,000幾つという数字になっているというところでございます。

全体的な特に数字としてあらわれるところに大きな違いは出てはいないんじゃないかなというふうに思うところでございますけれども、「こころの体温計」は幾つかチェックをする仕組みを持っていますけれども、そのうち自分の心、ストレスをチェックした中で、どういうところにチェックがつかかというようなことがあるんですけども、例えば健康問題に悩みがあるのか経済問題に悩みがあるのかというようなところかと思っておりますけれども、そこら辺の割合についても、若干動きはございますけれども、特に目立った、これといった傾向はないのではないかなと思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） そうしましたら、最初にあった自殺の原因としましては健康問題だったり経済・生活問題、また家庭問題というふうになっておりますが、大体その辺がトップを占めていて、その辺の動きも余り変わらないということによろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 「こころの体温計」を利用されましてストレスの度合いをチェックされた方の結果と自殺をされてしまった方の

これは原因というのは警察のほうで分析をして公表されているものでございますけれどもその原因とは必ずしも同じような傾向を示すものではない。

健康問題というのは比較的チェックが少ない。警察のほうの発表では多い。半分以上になるかと

思いますけれども、「こころの体温計」ではそこから辺の項目はそれほどにはならないようなところがございます。

以上でございます

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 「こころの体温計」は、心の要はどれだけストレスを抱えているかとか、鬱気味なのかな、心は今どうなっているのかなというのが自己判断できるものだとは思いますが、自殺ということに関しまして、鬱病も大きくかかっているということも考えますと、「こころの体温計」というのは物すごく、また自己チェックにもなりますし、気づきという部分でも参考にはなると思うんですけども、ただ「体温計」をやっています、集計をとっています、はい、それで終わりですでは、やはり次の支援ということを考えてときになかなかつながりにくいものになってしまうのではないかと思うんですけども、「こころの体温計」をとって、それを今後に生かすという方向では何かお考えはあるのでしょうか。お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 最初の市長のほうからのお答えにも申し上げたところでございますけれども、「こころ体温計」は、その場におけますストレスの度合いを、正式なものというのではなくて、参考値程度に知っていただくと。その上で、具体的な相談窓口はこういうところがございますよというのをどちらかといえば周知をするというようなことも含めた目的として開設をしているものでございます。

ある程度の結果の分析というのは届きますけれども、一人一人誰がどうだというのはもちろん全然最初からデータとして入れるところもござい

せんし、私どももわからないというようなところでございまして、分析もそんなに緻密なものができるということでもありませんで、現時点におきましては、これを利用してこの次どうしようというところまでは考えていないところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 了解しました。

続きまして、県の24時間相談窓口との連携についてなんですけれども、「いのちの電話」と市との連携というものはないというご答弁をいただいておりますけれども、例えば先ほど市長からの答弁の中に、とても24時間でももう本当に時間が足りないぐらいに、もうとにかくたくさん相談が来ているというお話でしたが、例えばその中で緊急性の高い、もうこれは何とか手を打たないと、助けないといけないという重い内容の相談なんかもあった場合に、それは県での事業ですのももちろん県にはなるんですけども、こういう方がこういう悩みがあったよということは、市への情報提供としてあるのかどうかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 県でやっている「こころのダイヤル」、最初に市長の答弁のほうで申し上げましたけれども、どこの誰かというのを名乗らないでも受けられると。当然どこへ通報するというのも受けたいほうでもわからないという事業の性格もあるのかと思いますけれども、こちらから私どものほうへ「こういう方がいて」というようなことで情報提供があった例はございません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番(星 宏子議員) そうしましたら、国を挙げてやはり自殺対策というのは力を入れてやっていかななくてはいけないものだと思いますけれども、国と県ともそうなんです、県と市との連携というのは今のところはできていないということとよろしいでしょうか。

議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長(松江孝一郎) 県との連携というところでございますけれども、この辺ですと、大田原にございます昔で言う保健所、そこが中心になりまして、自殺対策ネットワーク会議というのを県北健康福祉センターが設置をしております。

そこには那須塩原市も参加しております、そういうところでは、対策はこういうこととかという情報交換とか情報の共有というのはやっているところでございますけれども、自殺対策全体に言えることかと思えますけれども、通常の福祉と違いまして、個人、特定の人をどうしようというような対応というのがなかなかできにくい。極めて個人的な問題であるということもあるのかと思えますけれども、そういうようなところまでの連携というのはなかなか、事の性格もあるのだというふうに理解しているところですが、そういうところはなかなかできておりませんけれども、一般論としてこういう相談所があるよとか、こういう相談があってこんな対応をしたとか、そういうような情報の交換とか共有とかそういうようなところは県ともやっているところでございます。

以上でございます。

議長(中村芳隆議員) 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

議長(中村芳隆議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、星宏子議員。

2番(星 宏子議員) 先ほどのご回答の中で、県北の福祉保健所のほうでネットワーク会議があるというお話でした。

また、最初の答弁の中で、連携強化に努めているというご答弁もいただいておりますけれども、先ほどは、個人的なことで、なかなかやはり会議はあるけれども、取り組みとしては難しいのではないかというお話でしたが、現状、課題の共有と連携強化に努めているという答弁を含めたところで、個人的なことで話し合うのが難しいのであれば、現状の課題共有というのは何を課題共有にして自殺対策に取り組んでいくのかなと思っております。お伺いをいたします。

議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長(松江孝一郎) どうしても一般論になるということで申し上げましたけれども、全体としましては、自殺につきましては大変個人的な問題ではもちろんございますけれども、社会が関心を持つことによって救える部分もあると、そういうような認識がなかなかまだ広まっておりませんし、相談する窓口もある程度あるということもなかなか周知が十分じゃないというような現状があるかと思います。

そういうようなところを共通の認識を持って当たっていくというようなことかと思えます。

以上でございます。

議長(中村芳隆議員) 2番、星宏子議員。

2番(星 宏子議員) 窓口も、悩み事、困り事の心の相談ですとか、さまざまな困り事の窓口も

市の中でもたくさんありますけれども、自殺の原因としましては経済のこと、人間関係のこと、さまざまあると思いますが、数多い相談窓口の中で、例えばDVですとかそういったことで悩んでいたらこちらの窓口ですよ、経済のことでお悩みでしたらこちらの窓口ですよと案内はして下さると思うんですね。

でも、自殺というのはやはり原因が一つではなくてさまざまな原因が絡んでいるということを考えたときに、やはり窓口というものも連携というものがとても大事になってくるのではないかなと思うんですが、市役所の悩み事、先ほどの窓口での周知がされていないのではないかなというお話でしたが、そういうことも含めて皆さんに周知する、市民の皆さんへの周知ということと同時に、各窓口の連携というものはされているのかどうかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 市役所の各窓口につきましては、それぞれ個別の事案を処理するというような機能をまず担っているところでございます。

議員ご質問にありますとおり、それが1つで終わる人と、当然複数を抱えていて複雑に絡まっているような場合というのが当然あるのかなと思います。

そこら辺を全部聞き取りができるかどうかという問題はございますけれども、1つだけではなく複数ということになれば、当然関係課に連絡が来て、横の連絡があって対処をするというような体制はできているものと思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひそういった連携強化

のほうもよろしくお願いします。

また、自殺といいますと、心の問題ですので、目に見えないということが一番やはり対応するのが難しいところではあると思うんですけども、例えば自殺予防のための心の健康というところで、「こころの体温計」なんかもありますけれども、それとはまた別としまして、アンケートで調査をして、目に見えない部分を明らかに、個人が抱えている悩みだとか問題ですとかそういった部分も、もちろんこれは個人情報ですので、しっかり守っていくという体制をとりつつになるんですけども、無記名ということで、傾向性、我が市にとってどういう傾向があるのか、市民といいますか皆さんの心の健康は今どういう状況にあるのかということアンケート調査など実施しながら、まずは目に見えるということも対策をとるには必要な分析の一つになるのではないかなと思うんですが、そういったのはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 心の健康を把握するといいますと、なかなか目に見えるものではございません。

自殺される方なんか、少し前までは大変元気に見えたのに急にというようなことも世間的にはあるというふうには聞いているところでございます。

そういうのを把握するとなれば、当然一人一人の心の内を何らか形で調べるというようなことの作業をする必要があるかなと思います。

現時点ではそういうことをしていないというのは議員ご承知のとおりでございますけれども、市長の思いにこたえる意味からもそういう作業というのは必要なかもしれないなというふうには思う

ところでございますけれども、一方、その扱いをどうするのか、やっただけで傾向だけを知っただけでいいのかということもありますし、その後どうするのかということもありますし、また、どこまでどういうことを聞いたらどういうことがわかるのかというノウハウがないというのも事実でございます。

そういうことを含めまして、現時点では、はい、やりましょうというようなお答えを差し上げられないのかなというふうには思うところでございますけれども、今後の自殺対策を考えていく中では、そういうこともひとつ調査研究をする必要があるところなのかなとは思っております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） まず予防というものは、実態が何かを把握しないとやはり予防というものはできないので、ぜひこれは本当に個人情報になりますので、とてもしっかりとした業務内容というか、ちゃんと窓口といいますかそういうのをつくらなければいけないとは思っておりますけれども、秋田大学医学部の社会環境医学講座の健康増進医学分野、公衆衛生学ということで本橋豊先生が書かれているもので、「市町村における自殺予防のための心の健康づくり行動計画策定ガイド」というものがありまして、そこでメンタルヘルスですとか、また、「心の健康づくりに向けた地域診断のための簡易調査票」というのもできているんですね。

こういったものなんか、一からやはり自分たちでつくるのはとても大変なことですし、こういった項目をつけていいかというのはさっぱりわからない部分ではあると思うんですけれども、こういったことも取り組みとしてありますし、ひな形もできておりますので、ぜひ参考にさせていただき

ながらご検討いただければと思います。

また、市民の方への周知というのがとても大切だということでご答弁いただいておりますが、ゲートキーパー養成講座というのは、今も取り組みをされておまして、大変すばらしいことだと思っております。

市民の参加を得ながら、より多くやはり皆さんに認識を持っていただくということに対しては、幅広い皆さんに参加をしていただくようなゲートキーパー養成講座をお持ちになってもいいのではないかなと思うんですけれども、そういった計画といたしますか、案があるかどうかをお聞きいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） ゲートキーパーの養成講座でございますけれども、従来は市職員でございますとか民生委員さんですとか、事業所の職員さんなんかを中心にやってきたところでございますけれども、議員から今提案をいただきましたけれども、私どもとしても、市民に広く知っていただいて、ご家族の様子を見ていただくというのも重要な自殺予防対策の一つにはなっていくのではないかなというふうには思うところでございます。

具体的にどういうふうにとまではまだ考えてはいないところでございますけれども、市民向けのそういうゲートキーパー養成講座というのもやっていきたいというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） ぜひ認知症サポーター養成講座のように、ああいった形でわかりやすく、また、ゲートキーパーですよというサポーター用

の手帳とかがあると聞いておりますので、そういったことを配布しながら、やはり1つでも2つでも耳に入っている、入っていないで声のかけ方一つも違ってくると思われますので、ぜひ取り組みを進めていただければ、さらに皆さんの意識も高まっていくのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

また、地域の見守りということでは、地域見守り隊との協力ということで、こちらの役割というものも大変重要になってくるのではないかと思います。こういった地域見守り隊の中からも、ぜひゲートキーパー養成講座を受講していただければいいのではないかと思います。その辺の抱き合わせといたしますか、どうでしょうか。お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 地域見守り支援事業につきましては、今年度から開始をしたいということで、今、地域の皆様方とお話を進めているところでございます。

どのような形になっていくかというのは、これからそれぞれの地域の実情に応じまして、それぞれ「見守り隊」という名称になるかどうかは別といたしまして、見守りの組織ができていくのかなというふうに思うところでございますけれども、この組織が最初は簡単な見守りからというふうに考えているところでございまして、自殺予防まで含めてというようなお話は最初は申し上げていないところでございますので、いきなりその方たちをゲートキーパーをというような考えは持ってはいないところでございますけれども、先ほどお答えしましたように、広く市民の方向けのゲートキーパー養成講座というのはやりたいなというふうに思っているところでございますので、そ

う見守りの方たちをませないというようなことはありませんので、そういう中で参加をいただければなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

また、自殺企図者を含めた家族への、遺族への支援ということで、本当にとっても重いことでもありますし、その家族を失った悲しみによってまた自殺の連鎖につながらないように、しっかりと支援をしていただければと思うんですが、平成26年度の「都道府県・政令指定都市及び市町村区における自殺対策の取組状況に関する調査」というものが国の自殺予防総合対策センター、研究所から発行されているんですが、各全国の市町村のアンケートの結果が出ております。

その中で各項目いろいろ取り組みについてチェックがされているんですけれども、自殺対策に対する事業の実施状況ということで、「自殺の実態を明らかにする」ですとか「国民一人一人の気づきと見守りを促す」ですとかさまざまなチェック内容がありまして、その中で、那須塩原市でチェックがされていない箇所が幾つかありました。

その内容といたしますのが、やはり「自殺の実態を明らかにする」ということと、あと「適切な精神科医療を受けられるようにする」ということ、あと「自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ」、「残された人への支援を充実する」、「民間団体との連携を強化する」ということが全て空欄になっておりました。

これは、現在全く取り組みをしていないということなんでしょうか。お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 例えば「民間団体との取組みを強化する」ということは、先ほど申しましたように、健康福祉センターが主催します会議等においては当然情報交換をやっているところでございますけれども、さらに強化が必要だという意味で考えているところでございますけれども、自殺を企図されて未遂に終わった方、あるいは自死された方の家族への特別な支援とか、その辺についてはこちらから積極的に情報をつかみに行ったりとか、そのことはしていないというのが事実でございます。

また、当然積極的に行っていないということですから、相談をいただいた場合は別ですけれども、そういうことでなければ、特別な支援をしているというような実態がないというのはまさに事実でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） これから対策が進まれることを望みます。

今回自殺対策について取り上げたのは、一市民の方からの相談がきっかけでした。その方も悩みがありまして、同じ悩みを抱える方とお話をしてとても気持ちが楽になったということで、本当にお互いそうやって情報を共有したりケアしたりということもとても大切なことだなということもありました。

また、正直こういった自殺対策ということについて取り上げるときには、私、もう本当に個人の問題だし、これに取り組むのはとても大変なことだと思っておりましたが、ただ、調べるに当たりまして、自殺対策について調べるようになりまして、これは本当に社会の問題でもあり、妨げる死でもあるんだということがわかりました。

那須塩原市で昨年34名でしたが、1年間で約30名ということを考えましても、やはり対策がおく

れることによりましてその人数もふえてくると思っています。これがますます大きな数字とならないように、また、連鎖をとめる対策も必要だと思います。

地域との連絡を密にした結果、自殺者数が減った町もありますので、ぜひそういった行政だけではなく、やはり地域との見守り、また市民との連携というのがとても大切になると思いますので、そういった温かいまちづくりのためにも取り組みが進めばと思います。

さまざまな問題もありまして、いろいろな原因も連鎖するために、とても大変な取り組みにはなるとは思いますが、那須塩原市、決して自殺者数が少ないほうではありませんので、しっかり取り組むことによりまして必ず効果は出るものと思っております。

今後のさらなる対策、取り組みに期待をして、一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、2番、星宏子議員の市政一般質問は終了いたしました。

相 馬 剛 議員

議長（中村芳隆議員） 次に、3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 議席番号3番、TEAM那須塩原、相馬剛です。

通告に従い、市政一般質問を行います。

1、本市の運動施設における管理責任について。
2004年、愛媛県で起きた、小学生男児が蹴ったボールが道路に飛び出し、それをよけようとした男性が転倒し、その後亡くなった事故で、遺族が損害賠償求め提訴。1・2審は、両親が少年の監督責任を怠ったとして賠償を命じた。しかし、こ

とし最高裁で、両親に賠償責任はないとの逆転判決が下された。

本市では、昨年、中学校のグラウンドでソフトボールが駐車場に飛び出し、車のガラスを破損した件で、市が100%の割合で賠償している。

こうした事例は、市の運動施設ではどこでも起こる可能性があり、グラウンドから野球ボールやソフトボール、サッカーボールが飛び出し、人や物に損害を与えた場合、利用者としてどう対応したらよいか、市の所見を伺いたく、以下の質問をいたします。

市立の小中学校の運動場で起きた場合の対応について伺います。

市のスポーツ施設で起きた場合の対応について伺います。

市の公園で起きた場合の対応について伺います。

コミュニティグラウンドや公民館のグラウンドで起きた場合の対応について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 相馬議員の質問に順次お答えいたします。

今、オリンピックあるいは国体等で、施設をどう整備するかというのが課題の中心になってきておりますけれども、県内では。

でも、きょういただいた質問、これはやっぱり一緒に解決に努力をしなければいけないことと認識しておりますので、このただいまいただいた4つの質問ですが、もう全て関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

一般的にスポーツをするためにグラウンド等を利用する場合には、任意ではありますが、利用者

が保険に加入するものと、現状ではそう理解をしております。

利用者が他人や物に損害を与えた場合には、施設の瑕疵が原因となって発生した場合を除き、利用者個人の責任による補償、賠償などの対応になるものと考えております。

なお、市の施設につきましては、の学校運動場で、小中学校の管理下においては、日本スポーツ振興センター災害共済等に加入して対応しております。

のスポーツ施設につきましては、スポーツ少年団加入者が利用する場合には、スポーツ安全保険の加入を義務づけてこういう対応をしております。

の公園についてですが、利用者個人の責任において対応していただくこととなります。

最後に、のコミュニティや公民館グラウンドでコミュニティが主催する事業につきましては、個別に行事保険等に加入するなどして対応しているのが現状でございます。

以上で、第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） ありがとうございます。基本的には利用者個人の責任で保険等に加入して対応するということなんだろうと思います。理解をいたしました。

そこで、まず 番についてちょっと再質問をさせていただきますが、このスポーツ安全保険のところに、学校の管理下においては校長先生の判断を要すると書いてございますが、その学校の管理下というのをもう少し具体的にご説明いただければと思いますが、よろしくお願いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） お答えいたします。

学校の管理下ということでの具体的な例ということで、幾つかございますが、1つには学校が編成した教育課程に基づくものということで、例えば各教科の授業であったり、特別活動ということで、学級活動、クラブ活動とかそういったものも学校の管理下の一つになります。

また、学校の教育計画に基づく課外での指導というんですかね、例えば部活動であったり夏休み中の水泳であるとか、そういったものもございません。

それと、休憩時間、その他校長の指示・承認に基づく学校にある場合ということで、始業時間の前であるとか昼休みであるとか放課後であるとか、そういった時間帯についても管理下ということで規定がされております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） ありがとうございます。放課後、それから学校の授業の前というのも学校の管理下ということで理解をいたしました。

そこで1つなんです、スポーツ少年団活動というのは、学校の管理下でしょうか、それともそうではないのでしょうか。社会教育活動というふうになるんだろうと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） スポーツ少年団活動ということでございますが、あくまで学校の管理下におきましては、教育体育と申しますか学校体育というものが基本となっております。

スポーツ少年団活動につきましては、ある意味任意のいわゆる社会体育ということになりますので、違った形での、管理下ではないというふうに判断しております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 理解いたしました。

続きまして、 ですが、スポーツ施設や公園においても個人の責任においての対応ということで、スポーツ施設においては、スポーツ安全保険に加入していれば安心というふうなことで考えてよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） スポーツ施設の中で、スポーツ安全保険に加入していれば安全ということかということなんです、その保険の内容と申します、例えば掛金によっても補償額が違ってくるかとありますので、どこまでが安全かというのはそれぞれケース・バイ・ケースだとは思いますが、ただ、加入することで一定の補償等も受けられますので、やはり加入することが大切というふうに私どもは思っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 了解いたしました。

続きまして、コミュニティや公民館のグラウンドでは、公民館、コミュニティ等が主催するものについては行事保険で対応というふうなことになりますが、我々が例えばグラウンドを借りている場合というのは、やはり同じように個人のスポーツ傷害保険等で対応するというふうな考えでよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 議員おっしゃるとおり、やはり個人で利用する場合には個人での加入というのが原則になってきます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 了解いたしました。

そこで、当然施設に重大な瑕疵というものはないというふうな理解でよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 施設の瑕疵の部分でございますが、それぞれ施設によっていろいろな安全策もとられているかと思うんですが、ただ、その安全策を超えるような事象が起きるということも考えられますので、やはり施設が全て安全かということになりますと、その起きた事故なりのケース・バイ・ケースの中で、瑕疵の有無については判断するようになるかと思えます。

ただ、原則は安全に利用できるような施設にしていきたいということで管理は行っているということでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 了解いたしました。今後、整備の中でも、そういったことは考えながらお願いしたいというふうに思っております。

最後になりますが、スポーツ施設かどうかというところはありますが、工業団地内にある、いわゆるグラウンドというふうに言われているものについても同様の考えということでよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 工業団地内のグラウンドにつきましてのご質問でございますが、工業団地内のグラウンドにつきましては、工業団地の配水用に調整池として整備されたものでありまして、これをほかの目的に実際利用できるようなしたものであります。

日常の管理運営等につきましては、現在地元をお願いをしてやっていただいておりますので、こうしたことから、そういった際に

起きる事故につきましては、利用に当たって、利用されます個人の皆さんでご対応いただくというような考えでございます。よろしく申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 同じような対応ということで、了解いたしました。

ちなみに7月にオープンする予定のホースガーデンについてですが、万が一、馬に乗っていて他人に負傷を負わせた場合など、これも個人の責任において保険に加入するというような考えでよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） ホースガーデンにつきましては、今回業務委託で管理運営を行っていく予定でございますが、その委託の中に、利用に際して起こった事故であるとかそういったものについては、保険加入ということで仕様書の中で義務づけておりますので、個人の大きな過失とか利用者の大きな過失等がない限りは、通常の利用であれば保険の対象になってくるということで考えております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 了解いたしました。

最初に述べたように、その事故の報道があったときに、子どもたちとスポーツ活動をする上で、団体としてどういう対応をしたらよいか若干不安を覚えたところでございますが、個人においてスポーツ安全保険等、損害賠償保険等に加入することで対応するというところで理解をいたしました。

今後、保護者の方には、スポーツ安全保険や、火災保険・自動車保険に附帯する賠償責任保険特約等に加入するようお願いをして対応していきたいというふうに思っております。

以上でこの項の質問は終わります。

続きまして、2、くろいそ運動場テニスコートについて。

くろいそ運動場のテニスコートは、平成26年度に12面が改修完了し、スポーツ施設整備計画では、27年度に現サッカー場を改修、テニスコートを8面増設するとしていました。

平成25年12月定例会での質問の際も、ねんりんピック2014には間に合わないものの、27年度に設計、28年度に改修完了が目標との答弁でした。

しかし、今年度の事業計画では、テニスコートの整備設計の予定はされておられません。

ことし3月に策定された那須塩原市定住促進計画の重点施策7Kの6、「Kouryu（交流）」の中にも、スポーツイベントの誘致として、本県開催の国体への準備を進めるとしています。

そうした中、本市はソフトテニス为国体誘致種目に掲げており、1980年の栃の葉国体の際もこのテニスコートが会場となった実績もあります。

また、テニスは本市を代表するスポーツ種目で、子どもから高齢者まで幅広い層で、競技あるいはレクリエーションスポーツとして愛好されています。

以上の点から、このテニスコート整備は早急に必要と思うことから、以下の点について質問いたします。

平成28年度の完成を目標への見通しについて伺います。

テニスコート増設計画について具体的内容を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） それでは、2のくろいそ

運動場テニスコートについてお答えをいたします。

初めに、の平成28年度の完成目標の見通しについてでございますが、当初計画では平成27年度に設計を行い、28年度に工事に着手するという予定になっておりましたが、平成34年に本県で国体開催が決定されたことに伴いまして、今後は、国体開催の動向を見ながら、スポーツ施設整備計画に基づいて整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、のテニスコート増設計画の具体的内容ということでございますが、増設するテニスコートにつきましては、これまで整備いたしました第一・第二テニスコートと同様に、人工芝のコートとする予定であります。

整備の場所につきましては、ご質問にありましたように現在のサッカー場を考えているところで、整備するコートの数でございますが8面、そのほかにコートハウス、また夜間照明の設備を整備したいということで考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） それでは、について再質問させていただけます。

国体開催の動向を見てということでございますが、具体的に国体開催の動向というのはどういうものかをご説明いただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 平成34年の国体につきましては、現在、県の準備委員会の中で県内各市町において開催場所の選考を今行っているということで、本市におきましてもソフトテニスについては誘致ということで手を挙げているわけですが、その候補地の内定というのが、県の情報では7月、それと11月あたりに2回に分けて最終の受け入れ

市町が決定するというのを今の段階では聞いておりますので、その結果を受けて、34年開催でございますから、今後7年後になります。そういった一連の県の内定に向けての動向を見ながら、改めて整備についての検討をしていきたいということでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 7年あるということなんでしょうと思いますが、実質整備は、誘致されれば6年の間にすればいいというお考えなのか、それともできるだけ早くするというお考えなのか、部長のお考えを伺いたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 早期に行うか、7年の間に行うかということでございますが、一応施設整備は、例えば34年に本市がソフトテニスを決定したという前提で逆算をして考えていきますと、34年が本開催、その前年または前々年にプレ大会というものを行って、本大会に運営についての検証を行うということになっております。

そういったことを考えますと、遅くとも平成31年には完成していなければプレ大会が開催できないかなというようなスケジュールは見ているところでございます。

ですから、大規模な工事にもなるうとは思いますが、工事期間が1年になるか、場合によっては1年を超えるような可能性もあるかと思いますが、そのまた前年には設計をしなければということですので、6年間、7年間の間でつくればいいということではなく、やはり計画性を持って事業スケジュールを組んで整備に当たりたいというふうには考えております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 今のお話ですと、31年ご

ろをめどにというようなお話だったんだろうと思いますが、スポーツ施設整備計画に基づいて進めるというような中でなんですが、スポーツ施設整備計画の中では、現在のくろいそ運動場のテニスコートは、住宅に隣接しているため、近隣住民から早朝や夜間使用時の騒音に対する苦情が出ているため、その解消を図る意味で、現サッカー場に夜間照明つきのコートを8面増設するというふうに、この整備計画にはうたっているかと思えます。

国体の動向というものもあるんですが、そういった意味を優先して、早急に整備をするというようなお考えはないでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 先ほど申し上げました逆算しての31年というのは、一番遅くなった場合ということでお考えいただければと思いますが、ただいまご質問がありましたように、周辺にお住まいの方に対する騒音等の迷惑ということも現時点であるということは認識しておりますし、国体の動向というものもある意味把握しながら進めたいというのが私どもの考えですが、今後、そちらの動きによっては少しでも早く整備をしていくというのも計画に位置づけておりますので、そういった部分を踏まえながら、早くできるものであればもちろん早く整備はしたいというふうには考えておりますが、今後決定される中で、例えば国体に選ばれたという場合に、今度は県との協議の中で施設整備にプラスアルファが出てくる可能性もあります。

ですから、早急に着手をして出戻りというものもやはり避けなければならないとも思っていますので、国体の動向を踏まえてというのは、そういった部分を含めての考えということですので、最初に申し上げましたが、近隣住民の方への迷惑についても、やはり一つの大きな要素として改善に

向けて考えなければならないということは認識しております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、今のお話からしますと、一番長い状態で31年完成と。

そうすると、現時点で一番早く完成できるとすると、いつごろというふうに考えられるでしょうか。お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） あくまで予算とか全体の事業の中での位置づけということになってくるかと思いますが、28年設計、29年施工というのも、一番早いということであれば、その辺が年度としては位置づけられるかなというふうに思います。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） その一番早いスパンで、できればお願いしたいというふうに思いまして、よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、スポーツ施設整備計画は3年以上の長期計画であり、議会基本条例第11条の議決事件です。議決されれば、我々は市民に説明をいたします。

しかし、それがいつの間にか変更された場合、その説明のしようがなく、議会報告会等では「議会には執行権がないので」という説明に終始してしまうということになりますので、長期計画の変更につきましては、できるだけ事前に説明いただけるよう要望いたしまして、よろしくお願ひいたします。

についてですが、これについてはほぼ計画どおりというふうなことだろうと思いますので、再質問はございません。

以上でこの項の質問は終わります。

続きまして、3、小中学生社会体育活動支援に

ついて。

平成27年度予算執行計画書の10款教育費、スポーツ振興事業の補助金に小中学生社会体育活動支援費が計上されています。

これについて以下の質問をいたします。

事業内容の詳細を伺います。

この補助金の運用規定について伺います。

補助金の市民への周知について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 3の小中学生社会体育活動支援についてお答えをいたします。

事業内容の詳細についてと の補助金の運用規程については関連がありますので、一括してお答えいたします。

事業内容の詳細、また趣旨につきましては、市内小中学校の児童生徒が社会体育活動として予選会または選考会を経て行われる各種スポーツの全国大会に参加をする際に、費用負担の軽減を図るために交通費の一部を支援するというものでございます。

補助金の運用規程につきましては、一団体または一個人に対する補助金の内容で、交付上限額や対象となる大会、人数、競技種目等を定めた那須塩原市小中学生社会体育活動支援要綱というものを策定いたしまして、本年度から運用しているところでございます。

続きまして、 の補助金の市民への周知についてでございますが、市内の小中学校、またスポーツ少年団に案内を行うとともに、今後、広報紙やホームページ等で周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで昼食のために休憩いたします。

午後 1 時、会議を再開いたします。

休憩 午前 1 時 5 6 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番、相馬剛議員。

3 番（相馬 剛議員） それでは、3、小中学生社会体育活動支援についての再質問を行います。

まず、 についてですが、3月の福祉教育常任委員会での質疑の際に、運用規程はまだ定まっていないというふうにお伺いしましたが、現在は支援要綱ということで策定されているということでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） お答えいたします。

現在は、要綱を策定済みでございます。

議長（中村芳隆議員） 3 番、相馬剛議員。

3 番（相馬 剛議員） その要綱では、交通費の一部を支給というふうにお伺いしましたが、その算出方法等をご説明いただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 要綱の中で、その支援する旅費交通費の算出ということで、基準旅費ということで一定の基準を設けさせていただきまして、本市からその大会開催地に行くに当たっての鉄道料金をまず基本的に設定をさせていただくということで、その必要な経費から、例えばスポーツ少年団であれば年間の支援費というのが出ておりま

すので、そういったものを控除するとか、また激励費、全国大会ですと1万円という激励費が出るわけなんです、その激励費等の総額を鉄道料金の総額から控除をして、残った額に対して一定の率を掛けて支援するというような規定を今、設けたところでございます。

議長（中村芳隆議員） 3 番、相馬剛議員。

3 番（相馬 剛議員） そうしますと、若干わかりにくいんですが、例えば九州で全国大会を開きました。選手20名、交通費として飛行機代を含めて約100万円かかったというふうにしますと、その算出方法でいくと、支援というか補助金は幾らというふうな計算を、簡単で結構ですが、できればと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 九州で20名の参加があったということで、仮に100万円、経費が鉄道で積算して出たという場合に、激励費等で20名分の経費の支援がございますので、まず100万から20万を控除する。また、仮にスポーツ少年団に加入しているということであれば、年間の支援というのが10万ということで上限が決められておりますので、例えば満額支援されているということであればまた10万控除するというので、トータル30万控除ですから、70万が残る。それに対して一定の率ということで、要綱の中では2分の1というものを考えておりますので、35万円の支援と。

ただし、いろいろな団体、大会がございますので、予算につきましては過去2年間の実績から割り出しをして、100万円ということで予算計上しております。

そういったトータルの予算枠もございますので、団体によっては上限30万円、個人によっては上限2万円というような基準を設けて運用していくこ

とになります。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。激励費等を差し引いて、また年間の支給されている交通費を10万円分を差し引いてということですが、通常、年間交通費として支給されているものについては、例えば県大会に出場したときの費用等も確かに含まれていたのではないかなというふうに思いますので、もちろん宿泊費等は考えられていないということだろうと思いますので、今の算出方法で市民の方に 補助金ですから、いただけるだけでありがたいというところはあるんですが 納得いただけるような算出方法というふうなことで考えているというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） これまで何度か相馬議員さんからご質問がありました。いわゆる大きな大会、全国大会に参加するに当たって、何らかの支援があればと。

場合によっては、これまでは一定の主催団体が決められている大会については、何らかの支援というのはスポーツ少年団等でもありましたが、そういう大会以外については、基本的に支援が今までなかったという団体もあったかと思えます。

そういったものを総合的に考えますと、今回の補助要綱の中で、少なくとも必要経費の2分の1までは支援させていただくということで、一定の効果はあるのかなというふうには考えております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 了解いたしました。

もう一点、激励費というところで、市民に対して支給というふうになっておりますので、例えば監督する先生、引率する先生が那須塩原市民でな

く近隣の別な市に住んでいる場合には、今まで担当する先生の分は激励費としては出なかったというようなことになっていたと思うんですが、それについても保護者からは大分「顧問していただいて毎日指導していただいているんですけども、よその市民ということで出ない」ということがありましたですけれども、この活動の支援要綱についても同じような考えをされているのでしょうか。伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今回策定いたしました要綱につきましても、類似するそういった支援との整合性はやはり図るべきということで考えておりますし、今回の要綱の対象となる方につきましても、市内に住所を有するという前提を置かせていただいております。

やはり市の税金で支援するということですので、そこについてはほかの制度と整合性を図らせていただいております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 了解いたしました。

続きまして、の再質問になりますが、対象者への案内を行うということでしたが、各スポーツ団体の総会と言われるものは、大体5月中に行われているかと思えます。

私が参加したある団体の総会等では、この支援費についての説明等は全くなされておりましたが、これからどのような方法で案内されるのか。

また、3月の議会で予算が決定されて、6月の現時点でまだ案内がされていないという状況かと思いますが、役所の事務上、この期間というのは通常のなものなのでしょうか。私の感覚としては、若干遅いのではないかなというふうな感覚を持つ

ておりますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） ただいまご質問のありました市民への周知ということでございますが、まずはスポーツ少年団、それぞれ登録いただいておりますので、その代表者の方へ、まず郵送で、制度の内容等をできるだけ早い時期に送付させていただいて周知を図りたい。

また、体育協会等もございますので、そういうスポーツに関連する団体等についても同じような対応をしていきたいというふうに思っております。

また、ホームページ等もございますので、そちらにも掲げていきたいというふうに現在は考えております。

それと、当初予算、4月で成立して運用している中で、まだ周知が十分に図られていないというのは遅いのではないかとのご指摘だと思います。

大変申しわけないということになるかと思うんですが、要綱等とは別に、その運用の中での細かな部分というものの詰めを行っておりましたので、そういった部分が明確にならない段階でお示しするのも、正直、後で混乱が出てはということでの配慮で行っていなかったんですが、本来からいけば、できるだけ早い時期、年度当初にお示しするのが普通ではないかというふうには認識しております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） 理解をいたしました。ホームページ等でもお知らせをするということで昨日まで見ておったわけですが、昨日までの時点ではもちろん掲載はされておりました。

本定例会では「スピード感」というのがキーワードになっているのかなというふうに思いますの

で、早急に掲載していただき、また早急にお知らせいただくようお願いをいたしまして、この項の質問を終わります。

4、小中一貫教育について。

文科省中央教育審議会は昨年10月、小中一貫教育について、学校の区切りを自由に設定できる小中一貫教育学校と、小中学校が統一したカリキュラムで学ぶ小中一貫型小中学校を制度化し、市教育委員会の判断で設置できるようにするとの議論をまとめた。

新しい小中一貫教育制度の概要は、施設一体型と施設小中分離型、また、形態が1中学校に対し複数小学校もあり、学年区切りも4 - 3 - 2や5 - 4、また5 - 2 - 2など、学校が自由に設定できる。そして、教員の免許がどちらか片方でも可としている。

本市では、26年度に、塩原地区で施設一体型小中一貫校がスタートし、黒磯北中学校区では施設分離型小中一貫教育校がスタートしている。

そこで、本市の小中一貫教育の取り組みについて以下の質問をいたします。

施設一体型の塩原小中学校の現時点での評価と今後の取り組みについて伺います。

施設分離型の小中一貫教育学校の概要について伺います。

学年区切りを4 - 3 - 2制とした経緯とそのメリットを伺います。

小中一貫教育学校での教員免許の扱いについて伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） それでは、4の小中一貫教育につきまして、順次お答えを申し上げます。

初めに、 の塩原小中学校の評価と今後の取り組みについてのご質問でございますが、児童生徒指導面におきましては、中学生が小学生の面倒をよく見ることで、学校全体に親和的な雰囲気醸成されていると。

それから、小中学校の教職員同士の情報交換が密にできるために、9年間を見通した児童生徒指導がスムーズに実践できているなどの報告を受けております。

また、学習指導面では、教職員の相互乗り入れによる効果的な学習指導が展開できているなどの報告を受けております。

これらを総合しますと、保護者や地域住民の思い、また、学校や市教育委員会で策定いたしました小中一貫教育基本方針の狙いに近づいた形で、小中一貫教育がスタートできたのではないのかなと、こんなふうに評価をしているところでございます。

今後につきましては、二本柱として進めております総合的な学習の時間における「大好き手話」、これはテーマなんですけれども、それから英語教育におけます同じテーマですが、「We can do it」というテーマを設けていますが、その充実が塩原小中学校の小中一貫教育推進の鍵でありまして、市教育委員会といたしましては、さまざまな場面を通して、教職員に対し指導、助言をしてまいりたいと、こう思っております。

次に、 の施設分離型の小中一貫校の概要についてでございますが、市教育委員会におきましては、施設分離型の9つの中学校区を、学校規模の組み合わせによりまして4つのタイプに分類をし、各校区の特徴を生かした小中一貫教育を推進しているところであります。

具体的には、共通の教育目標、それから目指す児童生徒像の設定、小中共通の指導事項、発達の

段階に応じた指導事項の明確化、一部教科担任制の導入、小中一貫カリキュラム等の作成・実践、これを必ず実践する事項に指定をし、これらを核として小中一貫教育を推進しているところでございます。

また、指導法の工夫・改善や保護者・地域の人々とともに実施する体験活動などの実践を推奨しております。

次に、 の学年の区切りを4 - 3 - 2制にした経緯とメリットについてでございますけれども、本市におきましては、9年間を1期の4年、2期の3年、3期の2年の3期に分けまして、発達の段階に応じてそれぞれの狙いや重点を明らかにし指導することといたしております。

この4 - 3 - 2制を導入した経緯といたしましては、義務教育9年間におきまして、児童生徒の心身の発達が早まってきたことに伴い、小学校5年生ごろからいわゆる思春期が始まること、それから、学力形成の特質として、小学校5年生ごろから論理的思考力、こういったものに興味を示すこと、中学校2年生ごろから具体物を使わずに論理的な思考ができるようになること、また、生徒指導上の問題として、中学校1年生で不登校が急激に増加すること、こういったようなことからでございます。

メリットといたしましては、義務教育9年間の指導に一貫性を持たせた上で、4 - 3 - 2制を教育内容や教育方法を考える区切りと捉えることができます。

教職員がそれぞれの学年での指導に責任を持ちながらも、各期の狙いに迫り、小中学校が一体となって学習指導・児童生徒指導に取り組めること、また、児童生徒の発達特性に適した指導方法がとれると。そういったことで、合理的、効果的な教育活動が行えることと考えております。

最後に、 の小中一貫校での教員免許の扱いについてでございますけれども、国におきましては、当面は小学校免許で小学校課程を、中学校免許で中学校課程を指導可能としながら、将来は小学校・中学校の免許をあわせ持つように推奨するとしております。要するに両方持ちなさいと。

現在、一体型の塩原小中学校におきましては、小中学校両方の教員免許を所有している教員が 8 人おります。中学校の教員免許しか持っていないため、小学校の臨時免許状、これを取得した者が 1 名おりますが、これらの先生に対しまして教育委員会が兼務発令、小学校に籍があるけれども中学校も勤務をなさい、それから中学校に籍はあるけれども小学校も勤務をなさいというのがこれが兼務発令なんです、これを出しまして、相互乗り入れによる授業を行っているところであります。

なお、分離型のほかの中学校区におきましては、現在、兼務発令を出して所属校以外で勤務している、こういうような状況にはなっておりません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 3 番、相馬剛議員。

3 番（相馬 剛議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、 についてですが、5 月に塩原小中学校を視察させていただきました。校内の親和的な雰囲気と、授業で教室に先生が 2 人ずつ入りまして、きめ細やかな指導が行われているということは強く感じたところであります。

そこで 1 点、その親和的な雰囲気の中で、小学校 6 年生のリーダーシップというものに対する醸成が不足するのではないかという懸念があったというふうなこともありましたのですが、その辺をどのようにお考えでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） これは、いわゆる従来の小学校 6 年、中学校 3 年というくりをそのまま小中一貫教育の 9 年間に当てはめるとすれば、そのところは課題となってくるわけでありまして。

しかし、それは形を変えれば、別な場面でリーダーシップを発揮できるということも考えられるわけでありまして、今までの枠のままで考えていると難しいというふうになってきますが、これから 9 年を通した中で、それぞれの学年がそれぞれのところで何かの形で活躍できる場面をつくっていくということによりまして、そういった問題というのは解決できていくんじゃないのかなというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 3 番、相馬剛議員。

3 番（相馬 剛議員） わかりました。

続きまして、それと教員同士の情報交換というのが密にできるというふうにおっしゃられましたですけれども、どのような形で密に行っているのかご説明いただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） これは当然定例の会議等、その中で話題となる部分もありますが、やはり学校の中で一番情報交換ができる場面というのは、職員室の中で、会議ではなくてふだんの先生方の何気ない話の中で、「きょう、この時間でこんな様子だったよ」ということがお互いにポツと出る、やっぱりそこが一番大事な情報交換になってくるんですね。

それが、一つの職員室の中に先生方がおりますので、それは随時、朝から晩までいろいろな場面でできている。やっぱりこれが一番のメリットであろうと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 3 番、相馬剛議員。

3番(相馬 剛議員) 小学校の先生と中学校の先生が同じ職員室にいるということだということでございますね。よくわかりました。

続きまして、その小中一貫教育の狙いに近い形でスタートしたというふうな言い方をされましたが、その狙いというのをちょっとご説明いただければというふうに思います。

議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

教育長。

教育長(大宮司敏夫) これは、義務教育9年間を通して、子どもたちの成長についてしっかりと見通しを持って、それぞれの学年の発達、指導に先生方が当たれるというところ、これが一番大事なところ、小中一貫教育の大事なことであろうと思うんですよ。

やっぱり見通しを持って、今この場面で全てを指導しなければならぬというような考え方でいきますと、細切れの指導になっていくわけですね。

ところが、今ここでこういうふうに教えておけば、それが何年か先にはこの場面で必ず生きてくるという見通しが持てますので、それを踏まえた上で余裕を持って子どもの指導に当たれる、学習指導についても児童生徒指導についても当たれる、そういう部分が大切だろうと、こう考えております。

議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。

3番(相馬 剛議員) わかりました。9年間のスパンを考えた中で現時点での指導ということになるのかなというふうなことかと思えます。

最後になりますが、先ほど言われました塩原小中学校では、「We can do it」の充実が鍵というふうにおっしゃられましたですが、これをちょっともう少し具体的にわかりやすく説明していただければと思います。

議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

教育長。

教育長(大宮司敏夫) これは、これから国も考えておりますが、特に最近、国におきましても、小中高まで含めて英語教育について大変に大きな話題になっております。

ですので、国は「Can do list」、つまり何が出来るかというそのリストをずっと作り上げて、それで学習の到達度を見ていくというそういう手法をとるわけですね。

それが実はもう塩原小中学校おきましては先行的に研究がされておきまして、かなりモデル的なカリキュラムが実はもうでき上がってきているんですね。

それらを実践しておりますので、ある意味、ほかの特に中学校の英語についてはぜひこういったものを導入していきたいと思っておりますし、今現在、今年度中に9年間を通した特に英語のカリキュラムの作成をしておりますので、その中にとっても参考になっておりますし、ぜひ一度塩原中学校の英語の授業はぜひ見ていただくと、「ああ、こういうふうなものにやがてなるのか」というものが多分見られるんじゃないのかと思っております。どうぞよろしく願います。

議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。

3番(相馬 剛議員) わかりました。もう一度機会をつくらせていただきまして、塩原小中学校へ行ってみたいというふうに思います。

続きまして、についての再質問でございますが、まず、すみません、最初の質問通告時に、私、「施設連携型」と記載して質問通告をしたんですが、訂正がございまして、「施設分離型」ですよというふうな訂正をいただきました。

こちらの小中一貫教育のパンフレットのところにも、ここの部分に「施設連携型」というふうに書いてございまして、その「連携型」と、また

「分離型」というところの扱いが違うのか、それとも全く同じものなのか、ちょっとその辺のご説明をいただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 確かにこのリーフレットの中を見ますと、こちらのほうには「連携型」、後ろ側には「施設分離型」というふうに、ちょっと統一感のないような感じになっていますが、実は教育委員会が最初に小中一貫教育基本方針を定めた中でも、実は「連携型（分離型）」というふうに両方併記しておりまして、イメージとすれば、施設、そのハード面とすれば、一体になっているものなのか、それとも分かれているものなのか、それからソフトウェアというんでしょうかね、教育活動そのものについて言えば、一体的に行うのか、それとも連携を図りながら行うものかというような形で、私たちとしては無意識のうちに使い分けはしていたわけですが、確かにおっしゃるとおり、この辺につきましてはもうちょっと丁寧に表現を工夫するところもあるのかなと考えておりますので、今のご指摘につきましては、いよいよ次年度から正式に始まりますので、その際にはまた改めてわかりやすいリーフレットを作成していきたいと、こう考えておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） そうしますと、「連携型」というふうに呼んでいてよらしいということですよ。はい、わかりました。

それと、先ほど9つの校区を4タイプに分類してというふうなことでお話を伺いましたが、どの校区がどういうタイプに分類されているのか、具体的に説明いただいてもよいらしいでしょうか。

ちなみに、このパンフレットは、もう一度あれ

なんです、3タイプになっているんですが、今、4タイプというふうに伺いましたので、ちょっとその辺のご説明をいただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） ちょっと丁寧な説明になっていなかった部分があるかもしれませんが、改めてお話ししますが、この連携型につきましては、当然のことながら施設が分かれておりますので、1つの中学校に対して幾つかの小学校がグループになるわけですね。

ところが、ご承知のとおり中学校も、それからグループに入る小学校も、市内それぞれ同じ規模ではございません。ですので、それらを踏まえて、一応4つのタイプに分けてあります。

連携型1というタイプでは、中規模の中学校、それから中規模の小学校ということで、具体的には本市におきましては黒磯中学校区、これを連携型の1というふうにしてあります。

それから、連携型の2というものが、これは中規模中学校と複数小学校ということで、これが一番数的には多いんですが、市内では黒磯北中学校区、日新中学校区、東那須野中学校区、それから厚崎中学校区というこの4つの中学校区が連携型の2ということでございます。

それから、連携型の3と申しますのは、小規模の中学校と小規模の複数小学校ということで、こちらに入るものが高林中学校区、それから幕根中学校区というふうになっております。

4番目の連携型4というものは、これは大規模中学校と大・中規模複数小学校というようなことで、これは三島中学校区、それから西那須野中学校区と、一応こんなふうに、その学校規模等によりましてパターンとして4つに分類をしているということでありまして。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） よくわかりました。規模でということだったんだなというふうに理解をいたしました。

それと、もう一点なんです、地域の人々と実践する体験活動によりというご説明が先ほどあったかと思うんですが、その地域の方々の体験活動はどのようなものがある、また、その体験活動の目的はどのような目的なのか、もう一度ご説明をお願いできればと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） これらにつきましては、実はもう既にこの小中一貫教育とはまた別に、それぞれの中学校区、あるいは公民館活動も含めて、さまざまな特徴的な取り組みをしているわけですね。

多くあるのが、いわゆる地域を歩く、小中学生あるいは地域の方々も一緒に歩く、競歩というんですかね。そういった形のものが黒北学区だとか日新中とか、それから東那須野中学校でも実際に行われております。そういったものも含めて、さまざまな保護者、地域の方々と一緒に活動すると。西中学校で言えば、「THE EKIDEN」だったでしょうかね。

そういったそれぞれの特色を持たせて既に取り組んでおりますので、そういったことを核にして、地域の人たちと子どもたちがかわることによって、その中で社会性が育っていったりすると。そういったものがあるのかなと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） よくわかりました。

続きまして、 についての再質問ですが、4 - 3 - 2 制にした経緯というのはよくわかりました。

そこで、小中一体となった合理的・効果的な教育活動が行えるということですが、施設連携型といえますか施設分離型の場合、どのような手法で合理的に、また効果的に行えるということなんでしょうか。ちょっと具体的に説明をお願いできればと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） まず4 - 3 - 2の部分ですが、実はきちっと統計的にもございまして、戦後間もなくの時代の子どもたちの身長とか体重とか身体的なものです、それと現在の子どもの発育の状況、ピークですね、一番伸び盛りというのを見たときに、明らかに2歳から3歳近く前倒しになっているんですね。

ですから、例えばかつての中学校1年生と言われていた者は、今の小学校の5年とか4年とか。つまりそれだけ発達が前倒しになってきている。つまり、それだけ自分に向き合う、思春期に入る時期が早くなってきているので、それを踏まえた上で区切っていくことによって、その発達段階に合った指導ができるわけですね。

ですから、簡単に言いますと、よく既製服のことを私は持ち出すんですけども、例えば「これは6年生が着る服ですよ」と用意してやっても、実際に着せようと思った子どもはもう体がもっと大きくなっていて着られない。でも、それでも着せようとするところにさまざまな課題が生まれてくる。ちょっとわかりやすく表現しますとですね。

ですので、子どもたちの発達に合わせた指導の過程あるいは指導の方法というものを考えていくことによって、より効果的な指導ができて、その結果、一つの効果も出てくると、そういうふうに理解をしていただければと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番(相馬 剛議員) そこで、もう一度なんです、その施設分離型ではどういう手法でその効果的なのといいますか、合理的なというふうにおっしゃるんでしょうが、その指導をされているのか、もう一度、申しわけありません、ご説明いただいでよろしいでしょうか。

議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

教育長。

教育長(大宮司敏夫) 確かに塩原小中学校と比べれば、施設分離型の場合については、子どもたちが同じ場面にいませんので、なかなか指導しにくいというような面もあります。

それは一緒にいなければならないというわけではないわけでありまして、そういうようなくりで子どもたちを見ていくということが、先生方が9年間を見通した指導の中の、自分が今、何年生を担当しているんだということがしっかり意識できるわけですので、それぞれが分かれて、小学校におきまして、それから中学校におきまして、今こういう状況にある子どもたちを指導しているんだということを各先生方が意識できる、自覚できるということが現段階では大変重要なことだと思います。

今後、施設分離型でありまして、何かの機会に、常時はできないわけですが、何かの機会を捉えて、例えば2期目の子どもたちが一緒になって何かをできるというものを考えることも一つの課題としてはあるのかなというふうに思います。

ただ、これは距離の問題もありますし、人数の問題もありますし、以前、齊藤議員から質問がありましたように、大規模校の中で大勢の子どもたちが一緒に動かせるのかというと、これは難しい部分があります。

ですから、そこを工夫して、例えばその中の何

人が代表して活動して、それをまた持ち帰るといような方法も、さまざまな方法は今後考えられると思いますし、それぞれの学区でまさに創意を重ねていただきたいなというふうに思っております。

議長(中村芳隆議員) 3番、相馬剛議員。

3番(相馬 剛議員) すみません、質問の方法が悪くて申しわけありません。

ちょっとご答弁にはないんですが、実はその施設分離型で先生方の部会制、例えば校長会であるとかいろいろな部会制があるとかというふう以前に伺ったことがあるんですが、実はそれをお伺いしたくてちょっと質問をしているわけですが、先生方がどういうふうな方法をとって、合理的にその指導方法をとっているのかということもあわせてご説明いただければというふうに思いますが。

議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。

教育長。

教育長(大宮司敏夫) 失礼しました。

各中学校区におきましては、現在、学習指導に関するグループ、それから児童生徒指導に関するグループ、あるいは健康・安全に関するグループ、そういうふうな指導事項にまとまったそういう部会を持っておりまして、その中にその学区の中学校の先生も小学校の先生も一緒になって、9年間の中で学習指導としてはどういうふうにしていったらいいのか、あるいはカリキュラムの検討であるとか、あるいは児童生徒指導であるとすれば、どういうふうにして9年間の中で段階を追って自分たちが子どもたちに対して指導していくか、あるいは保健関係であるとすれば、最近多くの学校では地域学校保健委員会という形で、小中学校の先生方、それから保護者も一体となって、まさにその学区で健康に関する課題意識を持ってそれを

解決していこうというそういう取り組みも行われておりますので、そういうような部会があって、その中で9年間の中の課題を克服しようとしている、そんな取り組みをしているということでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） その部会制というものがあると伺ってありましたので、どういうものなのかというのがちょっと気になっておりましたので、ご説明をいただいたところでございます。

最後になりますが、この4 - 3 - 2制の手法によりまして、先ほど中学1年生時の不登校増加というところがあったというふうに伺っておりますが、中学1年生時の不登校増加に歯どめがかかったというような、まだ1年でしょうから実感はないのかもしれませんが、実感がもしありましたらお伺いしたいというふうに思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 本市の進めている小中一貫教育につきましてはさまざまな取り組みが総合されているわけでありますので、一つの課題として本市として大きな課題でありました不登校の問題につきましても、おかげさまでこれも出現率が大幅下がってきて、いつかの議会におきましては、小学校におきましては県平均を下回りましたという報告もできたと思うんですね。

やっぱりこれは、直接的には恐らくhyper - Q Uなどの望ましい学級集団づくりということが功を奏している部分もあると思うんですが、そういったものも含めて、例えば今回、東原小学校に象徴されるように、特別活動、学級会活動、ああいっただのものも望ましい人間関係づくりに積極的に取り組んでおります。それも小中一貫教育のさまざまな取り組みの中の一つでありますね。

それぞれの一つ一つがしっかりと行われることによって、全体として今、いい方向に教育が動いていると、そんなふうに感じております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） すみません、あともう一点。

実は、教育長とあるところの雑談の中で、現在、小中学生の学力、体力というものは実は上がっているというふうにちらっと伺ったことがあるかと思うんですが、その辺のご説明も、もしできたらいただければと思います。よろしく願います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 本市の人づくり教育、3つの観点で取り組んでいるわけでありますけれども、学力、体力については、比較的デジタル化できるものでありますので変化が読み取れるわけですが、ただ、この学力や体力、体力は置いておいて、学力につきましても、かつての学力観というのは今、なくなりつつあります。

今、この4月から取り組み始めました学び創造プロジェクトでも、その辺のところをしっかりと意識をして、これから社会が求める21世紀型の能力、学力もそうなんです、そういったものをしっかりと伸ばしていくということを意識していかなければならないのではないかと。

単にもう今、時代は、知っていればいいという時代ではなくなって、知っているものをどう使って新しいものをつくり出していく、あるいは新しい価値を見つけたらあるいは判断して、それを表現していくという、まさに何ができるかということまでいかないと、これからの時代が求める学力というふうにはならないかと思っておりますので、その辺も意識しながら、しっかりとこれから

のものを見ていきたいというふうに思っていますし、必ず今の学び創造プロジェクトの取り組みがそういった力をさらにいいものにしていく、そして、これは話し合い活動等が重要になってまいりますので、その中では当然のことながら社会力というものも伸びていきますし、人といい関係をつくっていくということもやっていきますので、豊かな心という部分にもいい効果があらわれてくるのではないのかなというふうに思っております。

ただ、社会力とか豊かな心というのは、なかなかこれはデジタル化できないものでありますので、子どもたちのこれからとる行動の中で、私たちは大いに期待をして、こんなふうになってこんなことができるようになるということを大いに楽しみに見ていきたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） ありがとうございます。

続きまして、 についての再質問ですが、臨時免許とその兼務発令についてもう一度、臨時免許というものはまずどういうものかご説明いただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） まず、現在先生方が持っていたらっしゃる教員免許なんですが、かつては、一度取得すると、これは永久ライセンスということで生涯使えたわけですが、現在は、実は先生方が持っている教員免許は10年間しか有効ではございません。

10年区切りで更新講習というものを受けて、それを申請して、改めて次の10年また有効な教員免許となったわけですから、この手続を怠れば実は免許を失効してしまいまして、教員ではなくなってしまう、仕事ができないということになります。

それと同じように、この臨時免許状と申しますのは、当該の学校で勤務するために必要な免許を持っている先生を採用できなかった場合に、当該の都道府県の教育委員会が3年間有効という形で申請をして発行してもらうものが臨時免許状というものです。

ですので、発行者、例えば栃木県教育委員会が出したのものについては、栃木県内では有効ですが、他の都県に行った場合にはこれは使えないというようなものでございまして、そういったものが臨時免許状というものでございます。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） これは、例えば大学の教職課程等を卒業していなくても出るものなんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 説明が不足しておりました。これは、基礎となる教員免許を持っていて、他校種の教員免許状を臨時的に申請するというものでございますから、基礎となる免許状を持っていなければ、これは取得できません。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） わかりました。そういったものによって相互乗り入れが可能ということで理解をいたしました。

実は、中学校の先生からは、今まで小学校では何を教えているんだらうというそういう不信感があったというのが、この取り組みによって小学校の教育というものが理解できたというお話を伺ったり、また、小学校の先生方からは、中学校がどこまで期待しているのかというのが、こういった小中一貫教育の取り組みによってよくわかったというふうなお話を聞きました。

非常に先生方も今まで不安があったところが随

分払拭されたというようなお話も聞いております。

そこで、最後になります、学校のさまざまな場面で教職員の多忙感というものはお聞きしますが、当然小中一貫教育制度により会議や打ち合わせ等がふえてまいりますので、仕事量がふえるというふうな感覚を持つわけでございますけれども、教育委員会としてはその対応は十分にお考えということでしょうか。お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 教員の多忙感と多忙というのは、ちょっと分けなければならないと思うんですが、当然業務がふえれば仕事がふえるであろうというふうに一般的には考えられますが、それをやっぱりいかに効率的に行うかということだろうと思います。

教育委員会におきましては、この8月から本格稼働しますが、教職員ネットワークシステムというものを導入します。

これによりまして、先生方の事務的な、本当に事務的な処理につきましてはこのシステムの中に取り入れていこうというふうなことで設計しておりますので、各種書類の作成であるとか、いろいろな帳票の件だとかそういったものは、可能な限り省力化して、効率よく時間をかけずに事務処理をします。

先生方自身がいろいろ考えてしなければならぬ、そういう時間をより多く、限られた時間の中ですけれども、生み出していくことによって、先生たちの多忙感というものは軽減されていくのではないのかというふうな思っております。

実際学び創造プロジェクト、今、何校かでもスタートしておりますが、先生方、幾つかの授業に分かれて、グループでディスカッションを行っております。

昨日も三島小学校での会議が終わって、5時過ぎに指導主任たちが帰ってきたんですが、「とてもいい議論をしていました」と。

やっぱり先生方にとりましては、いい授業をする、どうすればできるかということに一番エネルギーを注いでいただかなければならないわけでありまして、この学び創造プロジェクトなんかは、いい雰囲気は今、学校にできつつあるなど。そういうところにたっぷり時間をかけられるような配慮を教育委員会としてもこれからもしっかりとやっていきたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

3番（相馬 剛議員） よくわかりました。

5月21日の議会報告会の地域のテーマとして、この小中一貫教育を取り上げました。

参加していただいた市民の方からは、この取り組みについては好評価を得たというふうな感じを受けております。

あとは、その狙いでもある、集団における生き方、人間としての生き方の心や態度の育成というふうなことでパンフレット等には書いてございますが、そういったものが目に見える成果が出ることを期待しております。

また、私個人として小中一貫教育に期待していることは、子どもたちのやる気の創出です。やる気を出させるということは、義務教育学校にしかできないことなんだろうというふうな思っております。

民間の教育機関や高等教育では、やる気がないと判断された場合、排除されることもあります。

子どものやる気というのはあくまでもこちらが受ける、やる気があるかないかというのはこちらの基準で判断してしまうというところはあると思いますが、子どものやる気の芽というのはどこから生えてくるかわかりません。

多くの大人があらゆる角度から一人の子どもを見ることによって、その子のやる気の芽を発見し、その芽を大きく膨らませていくと。

また、その芽が挫折をしたとしても、また別のやる気の芽を発見して育てるということが義務教育の小中学校にしかできないことなんだろうというふうに思っております。

私は二十数年、スポーツを通して子どもたちとかかわってきましたが、やる気のない子をやる気にさせるという方法が実は見つかりません。どうしても周りの大人からは「やる気がないんだよね」という言葉を担ってしまう。もしかしたら本人はやる気がないというふうには全く思っていないのかもしれませんが、そういうふうに周りが見てしまうとそういう方向に行ってしまうこともあるのかなというふうに思います。

ぜひこの小中一貫教育の手法によって、那須塩原市の全ての子どもたちがこの小中一貫教育が目指す生徒像であります「夢に向かい、可能性に挑戦する生徒」となるよう期待をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。
議長（中村芳隆議員） 以上で、3番、相馬剛議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時03分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉 成 伸 一 議 員

議長（中村芳隆議員） 次に、17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 公明クラブ、吉成伸一です。

市政一般質問を行います。

初めに、魅力ある「東那須野公園」整備について質問させていただきます。

「東那須野公園では、ラップスイセンが見ごろを迎えた。斜面いっぱいに広がる花の輪が散策する人々を和ませている」と、3月22日の下野新聞で紹介されましたが、ここ数年マスコミ等で取り上げられ、来場者が年々ふえています。また、4月には、みね山花まつりを開催し、地域の方々にぎわっています。

東那須野公園は、毎年スイセンの植栽が幾つもの団体によって行われてきました。都市公園でありながら、市民の手づくりの側面もある公園です。これまで以上に魅力ある公園にするための整備についてお伺いいたします。

スイセンの植栽事業の中心的役割を果たしていた東那須野地区車座談義による植栽事業が昨年で終了いたしました。今後は、行政としての植栽事業が必要ではないでしょうか。

また、那須塩原駅から来る際の案内等も必要ではないでしょうか。

公園に隣接する私有地の東側斜面の管理や西側の調整池の周囲の整備が望まれますが、お伺いいたします。

公園西側の私有地の針葉樹林を公園として整備するとともに、隣接する熊川河川敷の整備を行うてはどうでしょうか。

以上、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 吉成議員の質問に、順次、私からお答えいたします。

まず、行政としてのスイセンの植栽事業についてでございます。

東那須野公園は、平成5年に都市公園として12万㎡の面積で都市計画決定を行い、現在まで約10万3,500㎡の整備が完了しております。

西側斜面のスイセンにつきましては、平成12年度の黒磯市職員福利厚生会での植栽の実施を契機とし、東那須野車座談義、大原間スポーツ少年団、東那須野地区婦人会、大原間婦人会などの各種団体のご協力をいただいて、現在までに約12万1,000株が植栽されております。

今後においても、球根の支給を行うなどして、各種団体の協力を仰ぎたいと考えております。

また、那須塩原駅からの観光客に対する案内につきましては、市のホームページや駅観光案内所の活用を検討してまいりたいと思います。

次に、公園に隣接する東側斜面の管理及び西側調整池周辺の整備についてもお答えいたします。

東側斜面につきましては、隣接市の樹木等により暗く見通しがきかないことなどから、防犯及び公園の眺望を確保するため、平成22年度に伐採を行いました。

その後、立ち木や草等が繁茂してしまったことから、平成26年度に立ち木の伐採や下草刈りを実施いたしました。

次に、西側の調整池周辺における整備についてですが、調整池周辺については、調整池を含めて未供用部分が約1万1,200㎡あり、将来的には第2駐車場を整備する計画となっております。

次に、西側私有地の公園としての整備及び隣接する熊川河川公園の整備についてもお答えをいたします。

公園西側の針葉樹林につきましては、個人所有

の土地であり、都市計画決定のエリアからも外れておりますので、公園の整備としましては、第2駐車場以外はおおむね完了していると考えております。

また、本市においては、1人当たりの公園面積が那須塩原市都市公園条例で定める基準値を上回っていることから、都市計画決定の範囲を広げての整備は考えておりません。

次に、隣接する熊川河川敷の整備についてですが、熊川は一級河川であり、栃木県の管理となっております。

河川の整備につきましては、栃木県において河川改修事業としての整備計画はありますが、公園と一体となった河川敷の整備につきましては、現在のところその話を聞いておりません。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） それでは、再質問させていただきます。

この東那須野公園には約2万本のアジサイが植えられております。当初、この東那須野公園をつくる際には、日本一のアジサイ公園を目指そう、また、10万本のアジサイを植栽しようというようなコンセプトがあって進められてきた公園だと私は認識をしております。

現在、この東那須野公園をどのような公園にしようという考えを持って、現在大きな整備はされていませんが、考えてこられているのか、その点について初めにお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 当時の詳しいいきさつにつきましては、大変申しわけありませんが不明でございますが、旧黒磯市時代に、東那須野公園を日本一のアジサイ公園にしようということで植栽

が始まったということであります。

公園内では、主に東側斜面を中心にアジサイの植栽を行いまして、市民やロータリークラブ、大原間スポーツ少年団などさまざまな団体などの手によりまして、先ほど話がありましたが、現在約2万本のアジサイが植栽されております。

その中で、種類といたしましては、ガクアジサイを中心にウズマキアジサイ、カシワバアジサイ、ヤマアジサイなど13種類が植栽してあります。

こういったアジサイが東側斜面に植栽されておりますが、北側の日当たりの悪い斜面ではどうしても生育が悪いということで、今現在はアジサイの植栽については進めておりません。

ということで、南側、西側斜面のほうを中心にスイセンの植栽を進めておりますので、今後もうこういった方向で南側、西側斜面を中心に植栽を進めていければというふうに考えております。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 以前の東那須野公園のコンセプトから現在どのような考えで進めているのかというのがお聞きをしたかったんですが、実情は了解をいたしました。

先ほど市長答弁の中に、これまで東那須野地区車座談義が中心になってスイセンの植栽事業を進めてきたわけです。一時は、ブリヂストン黒磯工場も一緒にやっていた際には、年間、約ですけれども、1万5,000株のスイセンが植えられた時期もありました。

先ほどの答弁からいけば、今後も球根については支給をして、あとはなるべく地域の方々でこれまでのように植栽事業を進めていただきたいというお話をいただきました。大変にありがたいお話だなと思います。

そこで、どのぐらいの球根を支給していただ

るのかをちょっと確認をさせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 今、ここで何個ぐらいということはちょっと申し上げられないんですが、これにつきましては、ご協力をいただける団体の皆様と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、できるだけ要望に沿えるような形を検討したいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 我々も地域の本当に宝の一つだと思っておりますので、なるべく多くの団体の方の協力を得ながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、那須塩原駅からの案内については、先ほど市長から答弁いただいた広報、それから駅の案内所等を活用して今後検討を進めたいということです、その点は了解をいたしました。

続いて、東側の斜面、これに関しましては私も以前質問したことがあって、闇々しい、それからちょっと防犯上も問題があるんじゃないかということで、最終的には伐採をしていただいた。

その際には、地権者が約10人いらっしゃって、その方々の協力を得て伐採したわけですが、その後いただいた資料の中には、使用貸借契約を結んだというようなお話をいただいています。

その使用貸借契約の中身を少しご説明いただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 使用貸借契約の中身ということでございますが、契約の内容につきましては、東那須野公園の防犯上・景観上の観点から、

土地の草木等の維持管理を継続的に行うに当たり、土地の使用目的や契約期間を定めているものがありますが、使用目的は、防犯上・景観上のために草木等の維持管理を行う以外には使用しないと記してありまして、無償での借り受けて、契約期間は、使用目的が終了した日までとして契約をしております。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 中身についてはわかりました。

この東側斜面に関して言いますと、先ほど最初の答弁でいただいておりますが、特にお寺側のほうは、竹林だったということもあって、あっという間に竹が生えてきてしまうんですね。

ですから、そういうことを考えると、年間、最低でも一度ぐらいの伐採、それから草の下刈り、こういったものは必要だと思いますので、その点もぜひ検討していただきたいなと思います。

あと、高林・大田原線から広域事務組合のほうに入ってきますが、その際に、公園西側の駐車場の案内の看板はあるんですね。

ところが、もともとの東側、約10台駐車スペースがあると思うんですが、その看板がないんですよ。こちらもぜひ看板の設置はしていただきたいなと思います。

あわせて、先ほど部長の答弁の中に、これまでのアジサイ13種類が植栽されているんだというお話がありますが、残念ながらその種類名が全く記されていないんですね。そういったプレートがないんですね。ですから、そのプレートもやはりつけていただきたいなと思います。

あと、いろいろな今まで植栽にかかわった団体がプレートを立ててきました。残念ながらもう朽ち果ててしまったようなプレートも幾つも見受け

られます。これらについては今後修繕をしていただきたいし、それから、今後植栽事業をやる団体があります。そういった際には、できれば市のほうでプレートを後日立てていただくと、費用的にも団体のほうは助かりますので、そういったことのご検討はいただけないか、お伺いをさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） ただいまの植栽等を協力していただいた団体の皆さんの名札といったものにつきましてですけれども、現在、寄附受け入れ時に設置している団体名の入った看板につきましては、設置を含めまして寄附者側の意向に委ねておりました。

規格、基準等はそのため設けておらず、ご指摘のとおり、サイズ等についてはばらつきがある状態となっております。また、時間の経過によりまして、破損している状態のものもあるのも事実であります。

こうしたことから、今後につきましては、規格、基準等を定める方向で検討していきたいと考えております。

また、既存の看板につきましても、破損しているものについては、つけかえを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） よろしくお願いたします。

あと、あの公園には、行った方はご存じなのかもしれませんが、上がっていくと記念碑広場というのがあるんですね。その記念碑広場の向いには、稲荷山の「標高298.4m」と記された、「栃木の山紀行」の名称が入ったプレート、これ小さなも

のなんですけれども、縦20cm、横25cm程度だと思
います。ブリキできています。残念なことに、
これが枝にひっかかれているような状態なん
ですね。

それから、稲荷山は、日光の男体山と同じ一
等三角点に指定をされて、そこには、くいも立っ
ているわけですね。今は三角点と言ってもGPS
がありますから、余り役目としては果たされてい
ないかもしれませんが、一つのそういった記念と
しては十分価値のあるものだと思わすね。

そういった部分での整備ができないかお伺い
いたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 一等三角点の話でござ
いますが、まず、一等三角点とは何かという
ところでちょっとご説明を申し上げますが、
これは測量用語になりまして、三角測量とい
う測量がございまして、この際に用いる経
度、緯度、標高の基準になる点のところの
ことというものでありまして、この三角点
については、通常、見晴らしのよい場所に
設置されるため、高山の山頂付近に設置さ
れていることが多く、現在栃木県内には、
先ほど議員のほうからお話がありましたよう
に、栃木県内で一等三角点が11点だそう
ですけれども、存在しておるといことで
ございます。

そういったところで、那須塩原市におきま
しては稲荷山のみにあるということから、
今後はこの公園のホームページ等におい
て紹介するなどの検討を行っていきたく
いというふうに思っております。

また、栃木の山紀行ですかね、こちらにつ
きましては、ちょっと私のほうで調べたん
ですけども、ホームページ管理者が県内
の一等三角点の紹介のために独自に設置
したものだといふふうに考えられます。

設置に当たりましては、市に事前相談があ
ったというふうな記録は残っておりませ
ん。現在は一等三角点の後方の木にぶら
下がっているということで、ご指摘のと
おりでありまして、設置の方法も含め
て協議をしてみたいというふうに思っ
ております。

なお、栃木の山紀行のホームページの
管理者につきましては、ちょっと調べて
はみたんですが、実際不明でありまして、
特定することができませんでしたので、
ちょっとこの辺についてはもうちょ
っと調べさせていただいてというふう
に考えておりまして、これは参考まで
ですけれども、何かほかにもやっぱり
同じような事例がございまして、や
はり木の枝等にぶら下がっているところ
なんかの例は結構あるというふう
に伺っております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 丁寧な説明を
いただきましてありがとうございます。

今、部長に答弁いただいたように、この
栃木の山紀行については多分任意の団
体で、なかなか調べるのが難しいか
なと思うんですが、ああいった形
で稲荷山が山紀行の一つになっている
という事実は間違いありませんので、
大切にしていればなと思います。

続きまして、西口の駐車場から調整池
に入る、あの道は途中で舗装が切れ
ているわけですね。残念なことに、簡
易なバリケードがその手前にあるわ
けです。中に入ると、以前あずまや
があって、そこが火事で焼失してし
まったということもあって、その残
土というか残骸がフェンスで囲って
置かれているわけですね。非常にこ
の2つがああ景観を損ねているとい
う現状があるわけです。

これらについては、先ほど市長答
弁の中で、今後は第2駐車場をとい
うお話がありましたが、そ

れは大分先の話になるような気がいたしますので、今現在、大してかからないと思うんですが、あそこをきれいにする考えはありますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 調整池周辺の整備、簡単なものということだと思いますが、現在、あの奥、南側に仮囲いをしまして、ちょっと残材を積み重ねて置いてあります。平成15年に、あの頂上付近のほうにグリーンメモリアルドームという施設がありまして、それが放火等によるものだと思うんですが、火災で焼失をしまして、その際に全部撤去したわけですけれども、その際に、敷石になっておりました・野石を全部外しまして、その場所に仮置きをして保管をしているということでありまして、これは材料としては・野石で、きれいに切り石になっておりますので、市内の都市公園等の維持管理の中で、できるだけ使えるものは使っていきたいということで保管をしているのであります。

そういったことから、ご指摘のようにもうちょっと整備をしないと確かに見苦しいかなということもありますので、あの辺につきましては、使用可能なもののみを選別保管をいたしまして、今後、ちょっとあの辺をきれいにして、適正な維持管理を行ってまいりたいというふうには考えております。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） お願いをいたします。

今、工場跡地側がこの東那須野公園を一望できる状態になっているわけですね。以前は黒磯工場内にすばらしい桜があったわけですけれども、今はもちろん全くないわけです。

先ほど市長答弁の中では、河川改修の際に、そういった公園との一体的な整備については県のほ

うから伺っていないというお話がありましたが、私は、あれは本当にすばらしい景色になり得るところだと思うんです。

旭橋からそれから沼野田和の昭和橋まで、あそこの公園の対岸に、桜ないしはハナモモなんかを植栽すれば、そこに本当にすばらしい光景が浮かぶんじゃないかなと、そのように思っております。これは希望です。

そういった形で、もしできるのであれば進めていただきたいなと思います。

それからもう一点は、西側の私有地であります針葉樹林の部分なんです、あれについても、できれば借りるなり賃貸借で契約をするなりして、公園として今後整備をしていただくと、先ほどお話をさせていただいた三角点の地域もそうですし、展望広場もそうですし、その先の芝の広場もそうですけれども、現在全く使われていないと思うんですね。

それはどうしてかという、そこまで行く道が余りにも間々し過ぎるんですね。その私有地があることによってですね。

ですから、せっかくの公園が魅力が半減というよりは3分の1ぐらいになっているものですから、そういったことも、今すぐは難しいかもしれませんが、ぜひ今後検討をしていただければと思いますので、この点は要望とさせていただきます。

それから、もう一点、2万本のアジサイがあるわけですけれども、なかなか日陰では発育しないということはあるんでしょうけれども、今後、やはりこのアジサイもふやして行っていただきたいなと思うんですね。

アジサイの挿し木はそんなに難しいことではないと思いますので、言うなれば、アジサイの里親制度的なものを取り入れて、ぜひ育てていただい

て、2年後にバックしていただいて、また植栽をしていくと。そういったことにもぜひ取り組んでいただければと思います。この点も要望とさせていただきます。

以上で東那須野公園についての質問は終了とさせていただきます。

続きまして、2の公民館機能の強化について質問いたします。

公民館は、地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割を、また、住民同士が集い、学び、結ぶことを促し、人づくり、地域づくりに貢献している大変重要な施設です。

以下について伺います。

公民館運営の現状と課題として、職員の配置や予算配分等について伺います。

社会の変化とともに、公民館に求められる役割も多様化しています。学校・家庭・地域の連携の促進、また、地域防犯、防災教育、裁判員制度など、ほかでは提供しにくい分野の講座や地域の課題解決の支援も必要とされています。具体的な取り組みを伺います。

地域のさまざまな事業や催しを手助けする地域担当職員の配置が望まれますが、考え方を伺います。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 2の公民館機能の強化についてお答えいたします。

初めに、私のほうから の公民館運営の現状と課題として、職員の配置や予算配分等についてお答えをいたします。

職員の配置につきましては、基本的に館長、活動振興係長、社会教育指導員及び用務員の4人体制で管理運営を行っておるところでございます。

なお、地域の安心感及び公民館の機動性の向上を図るために、実務経験豊富な館長の配置や、活動振興係長には若くて意欲のある職員を配置するよう取り組んでいるところでございます。

各公民館に対します予算配分につきましては、地域の実情や地域住民の要望を踏まえまして、緊急性等の優先順を勘案して、運営に必要な経費を計上しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 教育部長。

教育部長（伴内照和） それでは、次に の学校・家庭・地域の連携の促進の事業と、ほかでは提供しにくい分野の講座や地域の課題解決の具体的な取り組みについてお答えをいたします。

学社連携・融合推進事業での子どもの見守り活動、または地域の指導者によるスキー教室、熊川の源流を訪ねて、Walk Walk 強歩 in 日新や那須野スイスイウォーキングなど、連携して実施をしているところです。

また、防災フェスティバルや救急救命講習会、消費者契約トラブル対処法及び認知症サポーター養成講座など、さまざまな事業を公民館主催の学級講座等のメニューとして取り組んでおります。

また、地域課題の解決のためということで、地域内の福祉施設への傾聴ボランティアの派遣を目的とした傾聴ボランティアの養成講座の開催とか、要支援者の見守り活動などを行う地域住民助け合い事業なども今年度から計画をしております。

今後につきましても、公民館が地域の中核として、生涯学習の場や仲間づくり、地域づくりの場として、地域の特性を生かしながら、時代や社会情勢に即した学習機会の提供、地域住民のニーズに応えられるよう、社会教育・生涯学習の最前線の施設として公民館の運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 企画部長。

企画部長（片桐計幸） 私から、 の地域のさまざまな事業や催しを手助けする地域担当職員の考え方についてお答えをいたします。

自治会やコミュニティなどの地域活動への職員の参画は、地域住民と行政との相互理解や信頼関係を深めるために重要であると思っておりますが、これからは、職員が制度化された業務としてでなく、市民として地域活動に自主的かつ積極的に参加していくことが必要であると考えております。

そのため、5月18日に副市長名で、「職員の地域活動への積極的な参加について」という文書により職員への周知を図ったところでもございます。

なお、市民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくり推進のため、今後とも市職員の地域活動への積極的な参加を促進してまいります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） それでは最初に、公民館職員の配置についての問題をちょっと指摘したいと思うんですね。

現在、公民館長、そして活動振興係長、この2人が常勤という形をとっていると思うんですが、そうすると土日、必ずどちらかが任務につくわけです。

突発的なことが起こったような場合には、シルバー人材センターに頼ったり、それから職員間でのやりくりで対応しているというのが現状だと思うんです。

そうすると、職員自体にもかなり超過勤務になってきてしまうんじゃないかなと。この辺について、公民館には公民館運営審議会があるわけですけども、公民館運営審議会での指摘等はないんでしょうか。

また、公民館運営審議会がどんな内容で審議を

やっているのか、年間どのぐらいの回数が開かれているのか、あわせてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 公民館職員の勤務形態ということで、2名ないし3名等の職員で運営しているわけですが、まず1点、勤務が多く超過等になるのではないかということのご指摘ですが、私どものほうでも定期的に月1回ずつ、超過勤務の状況を把握しているところですが、市内にある15公民館につきましても、極端に時間外が多いというような状況は現時点では捉えてはおりません。

それと、公民館運営審議会につきましても、基本的には回数については年によって多少ばらつきがございますが、開催ということで、公民館の運営のあり方というものをももちろん審議をいただくということと、本市の公民館のあり方ということと、毎年前年度の実績等もご報告をさせていただいておりますので、それに対して各委員からその実績に対するご意見、また今後取り組むべき事業、地域特性に応じたこういった事業もあるのではないかとかいろいろご意見をいただきながら、年間の運営、次年度等の運営に生かしていくというような形で取り組んでいるところです。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 公民館運営審議会での、公民館職員に対してはもう少し加配をしたらどうなんでしょうというようなご意見はないということですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 館、それぞれいろいろな事業に取り組んでおります。先ほども申し上げましたが、15公民館の中でのそれぞれの事業の報告等の中で、やはり年間相当の事業を行っている館

も現実にはございます。

そういった館に対しての実施状況、そういったものを審議会の委員さん方が見た中では、ある程度加配といいますが、充実してはというような意見はもちろんございますが、館全体の中で、やはり私どもとしては捉えている部分もございまして、総体的に、じゃ、職員を今後増員してとかそういったような意見まではいただいていないという認識であります。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 基本的な公民館の人員配置については当然答弁をいただいているわけですが、その中でも黒磯公民館、それから三島公民館、併設する施設があるということなんでしょうけれども、1名ずつの加配がされているわけです。

平成26年度的那須塩原市教育要覧の中で、その資料を見せていただきましたが、15公民館の先ほどあったように運営方針であったり事業計画が載っています。

そのほかに、地区人口・世帯がそこに載っているんですね。公民館別に、例えば厚崎公民館内には1万3,200人の方がいらっしゃる。一番少ないところは塩原公民館内ということになりますが、対象人数が2,303人となっております。

でも、公民館の職員配置としては同じような配置をしているわけですね。それを考えますと、やはりこのある程度人口によっての人員配置も必要なんじゃないかなと私は考えますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 館に対する館の職員の配置ということで、人口規模に相当の開きがある中で職員数は変わらないというようなご指摘かと思

いますが、館それぞれ、地域のこれまでの歴史であるとか運営にかかわってのこれまでの経過とかそれぞれございます。

そういった中で、人力的には基本的には同じような配置になっておりますが、事業としてはそれぞれ人口の規模に応じた事業の組み立てというんですかね、そういった中で、その地域内の方々に、いわゆる公民館の本来の機能でありますいわゆる教育の提供、情報の提供、またはレクリエーションの場の提供とか、そういったものを工夫しながら現時点では対応しているというのが15館の今の取り組みということですので、地域内の人口の規模に応じて、また職員数をふやしたり、減らすということは考えられませんが、そういった部分については、現状では地域内の活動の中で一定の枠の中でおさまっているというような感じで私どもは見ております。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 考え方はわかりました。

じゃ、これもちょっと提案ですがけれども、職員の方、新採で入ってきますよね。その新採で入ってきて、できれば10年以内に公民館を経験させてはいかがでしょうかという提案なんです。

公民館というのは、本当に窓口業務を初めたくさんの仕事を体験できるわけですよ。それと、何と言っても地域の方々との交流がそこで生まれるわけです。これは、新採の職員にとっては大きな、今後行政マンとしての財産になっていくんじゃないかなと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） ただいま、公民館のほうに若い職員をとというふうなご意見だったかと思

確かに若いうちにそういった地元の方々、地域住民の方々と仕事を通して交流するというふうなことは、非常に重要なことだというふうに考えております。

そんな中で、先ほども私のほうで答弁させていただきましたが、係長ですけれども、できるだけ若い係長をというふうなことで近年は配置をしているところでございます。

そんなところから徐々にやっていければというふうに思っておりますし、現在の体制でいきますと、それ以下の若い職員ということになりますと、なかなか係長というふうなわけにはいきませんので、まずは係長の若いというふうなところから行っていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 了解しました。

あと、黒磯地区の公民館には、副公民館長、それから公民館運営協力委員さんがいるわけですが、西那須、塩原にはいません。

これは合併以前の体制をそのまましているということだとは思いますが、これらについては今後どのようにされるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今、ご指摘のありました黒磯地区については副公民館長、また協力委員という方々が各館に10名程度いらっしゃいまして、それぞれ年間を通していろいろな事業に、側面的といいますかバックアップをいただいているというのが現状でございます。

合併して10年を経過するわけですが、やはり地域づくり、公民館活動というのはそれぞれの長い歴史の中で培われてきたものというふうに認識しておりますので、この現在の制度といたしますが、公民館運営の仕組みについて、市内全域

を統一した形にできればというようなご意見かとは思いますが、今申し上げましたように、なかなかやはり長い歴史の中で培われてきた公民館活動でございますので、一朝一夕に内容を整理して市内全域を同じような制度というのは、ちょっと現時点ではなかなか難しいかなというふうには思っておりますが、今後検討する部分ではあるかというふうには思っております。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 私は、全く今部長が答弁されたのと逆で、これまでの体制を今後もしっかり維持していったほうがそれぞれの地域性があるといいんじゃないかということで、もし今後同じような統一を図っていくということであれば、ちょっと違うんじゃないですかという思いで今質問させていただきましたので、考え方としてはわかりました。

それから、公民館の具体的な取り組みということで答弁いただきましたが、いろいろな事業が行われている、特に中学校単位で導入されて、歩け歩け的な事業がもう今はかなり地域に根差した事業になっていると、これも大きな成果の一つだと思います。

あと、ことし既に東小屋地区ではスタートしましたが、地域の見守り活動も今後大きく展開していくんじゃないかと、そういった部分での期待をしております。

全国を見ると、さまざまな公民館の運営スタイルというのがあるんですね。ちょっと驚いたのが、姉妹都市でありますひたちなか市、あそこは公民館を廃止して、コミュニティに委託をして、指定管理という形をとっているらしいんですが、それで公民館活動のかわりをやっているというようなところもあるそうです。

何と言っても公民館というと、もう有名なのは

長野の飯田市だと思うんですね。あそこは昭和40年代に文部省のモデル地区として進んできて、本当に公民館活動がいろいろな地域の核になって、いろいろな展開をしているということで、ぜひ那須塩原市も飯田市の公民館の事業の体制を私はモデルとして今後も進めていっていただきたいなと思います。

研究者の間に、飯田市のその公民館事業をテーマとした飯田研究会というのがあって、その報告がなされているんですね。

ちょっと紹介させていただくと、飯田市型の公民館制度は、現場主義の仕事を通して飯田市の職員が獲得した力量について、研究会ではここがおもしろい表現だなと思ったんですが住民に巻き込まれる力、これが飯田市の職員にはあると。

その住民に巻き込まれる力とはどういうことかということ、住民に接近する力、接近する能力を持っているということを研究者は表現をしております。

本当にすばらしいことだなと思いますので、ぜひ本市にも参考になることだと思いますので、検討していただければと思います。

次に、地域担当職員制度についての再質問をさせていただきます。

車座談義が導入された際に、那須塩原市においても地域担当職員制度というのが導入になったわけですね。現在は廃止になっていますが、これは検証は行ったんでしょうか。お伺いをいたします。議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 車座談義を廃止する段に、地域担当職員もあわせて廃止をするということで決定をさせていただき、ことし3月31日で廃止になったということございまして、その検証とい

うことにつきましては、車座談義とあわせて地域担当職員のやってきた活動等も確認しながら、今後の中では自主的な活動が必要であろうということで廃止をしたというところでございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） この地域担当職員制度については、千葉県の習志野市なんかはやはり昭和40年代から非常に古い歴史を持って、それらを参考にして導入した全国の自治体がたくさんあるわけです。那須塩原市の地域担当職員も多分そこに類似していたんじゃないかなと私は感じています。

私が考える地域担当職員というのはどういうものかということ、みずから地域貢献をする職員の姿だと思っています。

ですから、例えばお祭り、行事、各種事業の協力、コミュニティなどでの例えばですけれども資料づくり、事務的な協力ですね。あと、敬老会なんかで特技があれば披露をしたり、あと、地域の協議会等へ参加をすると。

単位をコミュニティとした場合には、職員の皆さんに希望のコミュニティに登録をさせていただいて、今度はコミュニティ側は協力をいただきたい事業内容または行事等の日時を公表して、参加できるものには参加するというような、余り縛りのない制度にしていけばいいんじゃないかなと。

ですから、地域担当職員制度というのかた苦しいので、例えば地域協力隊制度的なものにさせていただいて、強制的なものではないので。とは言っても、登録制にすることによって、より積極的に参加する方々がふえてくるんじゃないかなと思うんですが、これらについて、もし所見があればお願いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 職員が地域コミュニティ等で自主的に活動していくというのは、非常に職員の資質向上にも役立つだろうというふうに思っているところがございますけれども、ただ、制度化するとすると、やはり職員がボランティアなのか公務なのかということが非常にいつも問題になるところでございます。今、市としては自主的な活動を推進しているというところがございます。

コミュニティ等でそういったお声がけを職員にいただければ、積極的に参画するという職員は多数いると思います。そんな形で進めていただければなというふうに思います。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 部長答弁の中に、5月18日付で人見副市長名で、職員の地域活動への積極的な参加についてということで文書を出したというお話がありました。

ちょっと意地悪な言い方をすれば、逆に参加する方が少し少ないのかなというような読み方もできるわけですね。

これからやはり高齢化、そして人口減少ということになりますと、地域力を高めるとなれば、やはりなお一層職員の方々の地域での積極的な活動というのが望まれます。

ぜひとも人見副市長が出された文書に沿った形で、多くの職員の方々が地域貢献に寄与していただくことを求めて、この項の質問を終わります。

それでは、続きまして、3、魅力発信の新たな施策について。

人口減少社会の到来に伴い、ますます地域間の競争が激しくなることが想像されます。

本市でも、シティープロモーション課を設置するとともに、情報サイト「きらきらホットなすしおばら」を開設し、本市の魅力発信に力を入れて

います。

以下についてお伺いいたします。

結婚する2人にとって、婚姻届を出すことは生涯の思い出の出来事です。しかし、婚姻届は手元には残りません。独自の婚姻届をつくり、手元に残せるサービスを行ってはどうでしょうか。

市民サービスとして、自治体では必ず広報誌を発行しています。本市の広報誌はことしからロゴが変わりました。また、スマホやタブレットでも見るができるよう工夫されています。

そこで、本市のPRのために、全国広報コンクールの最高の賞である内閣総理大臣賞の受賞を目指し、広報誌づくりに挑戦してはいかがでしょうか。

以上、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 3の魅力発信の新たな施策についてお答えを申し上げます。

私のほうからは、独自の婚姻届をつくり、手元に残せるサービスを行ってどうかにつきましてお答えを申し上げます。

最近、シティーセールスの一環といたしまして、オリジナルの婚姻届を作成し、自治体の知名度を高め、地域が持つさまざまな魅力の発信に役立っている市町村があるようでございます。

このオリジナルの婚姻届は、既存の届出書の記入欄外に自然や世界遺産などの絵を配置するなど、地域の特性を生かしたデザインでつくられており、手元に残せるサービスということに関しましては、提出用と2人の記念用と2枚一組として作成するものでございます。

今後、先進自治体の事例等を研究していきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 企画部長。

企画部長（片桐計幸） 私から の広報誌づくりについてお答えをいたします。

全国広報コンクールは、県の推薦を得て出品されることとなっております。本市では、職員の意識・技術の向上及び市のPRを目的に、毎年応募しております。

平成25年のコンクールでは、広報なすしおばら、平成24年12月20日号が入選いたしました。

広報誌の作成に当たっては、読みやすく、親しみやすい広報誌ということを常に意識しており、今後は、内閣総理大臣賞を受賞できるよう、紙面のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時04分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 婚姻届の件ですが、先進事例なんかで言うと、非常に有名になったのがピンク色の婚姻届ですね。あと、先ほど答弁いただいたように、その地域の特徴的な絵柄が配置をされたようなオリジナルで作成されているという例がたくさん見受けられます。

ただ、この婚姻届で、何か制限があるのでしょうか。その点をちょっとお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 先ほど最初のお答えの中で、提出用と2人の記念用、2人の記念用というのは仮の呼び名でございますけれども、そういう2枚一組でということで申し上げましたけれども、提出用につきましては、当然それに基づいて戸籍事務を処理するというものでございますから、必要不可欠な事項が全部書けるようになっていないと困ると。法務局の協議をしまして承諾をもらわなければならないというものでございます。

ですから、通常は、例の茶色の枠の紙の空いている部分にちょっとした絵を描くとかその程度になるのかな、あるいは色地をちょっとかわいらしい色とかそういうふうなものにするという程度になるかと思うんですけども、もう1枚の2人の記念用として残すものにつきましては、戸籍事務上、私どもに提出いただくものではございませんので、2人の記念として残したい事項が書ければいいのかなというところでございますので、通常お名前とか年月日は当然書かれるでしょうけれども、ほかには空いたスペースに2人の写真を張るところをつくるとか、そこら辺は自由にできるものだというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 最初の答弁で今後研究をしたいというお話でしたが、今、部長答弁をいただいたように、ちょっと考えればすぐにもできるんじゃないかなと思うんですね。

要は、どんなデザインにするかというセンスが問われるのがこのオリジナルの婚姻届じゃないかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

ちょっと話は変わりますが、NPO法人の地域活性化支援センターによる「恋人の聖地P

プロジェクト」が2006年からスタートしています。全国の観光地の中で、プロポーズにふさわしいロマンチックなスポットを選定しています。

この試みは、少子化対策と地域活性化への貢献をテーマとして、これまで展開されてきた事業であります。

その選定委員としては、ファッションデザイナーの桂由美さん、それから華道家の假屋崎省吾さん、女優の菊川玲さんなど多数が含まれています。

現在、全国に約120カ所の恋人の聖地を選定されています。一番人気は、私も行ったことがありますけれども、北海道の愛国駅、幸福駅です。

栃木県内にも3カ所あります。その1カ所が我が市にあるわけですね。もみじ谷大吊橋です。

ちなみにあとの2カ所については、那須高原展望台、そして足利にあります織姫神社となっています。

昨年11月に、もみじ谷大吊橋にオオタカのつがいのモニュメントができました。ことし4月からは、モニュメントを囲むシンボルフェンスが設置をされて、そこに絵馬と同じような意味合いの愛結びの札を結べるようにつくられています。

私が6月2日に行った際には、この愛結びの札が30枚かけられていました。今後これまで以上に那須塩原市の人気スポットになることを、大いに私はそれを見て期待をしております。

もみじ谷大吊橋でプロポーズをして、那須塩原市役所に婚姻届を出し、生涯の思い出としての婚姻届が手元に残れば、素晴らしい記念になります。本市のPR効果も大きなものがあると思います。

このようなストーリーづくりに対して、できれば女性のコメントがいただきたいと思うんですね。そうすると、子ども未来部の藤田部長ということになるとは思いますが、指名ができませんの

で、藤田は藤田でも違う藤田さんになるかもしれませんが、コメントいただければお願いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） では、私のほうからは、出生率の向上、子育て支援という視点からお答えさせていただきます。

当然のことながら、恋人の聖地というところでもみじ谷大吊橋が選ばれているのは、本市としてもとても誇らしいことだと考えます。

議員が今おっしゃったように、那須塩原市でプロポーズをして、那須塩原市に婚姻届を出して、那須塩原市に住んでいただいて出生率につながる、当然定住促進につながっていくようなトータルした施策を考えていくことはとても重要だと思いますし、今、女性の立場でという、あえて性別でお話がありましたが、一個人としもとても夢のあるお話だと思います。

当然のことながら、プロポーズをするのは男性とも限りませんので、プロポーズをする立場の男性にとっても、ひょっとしてプロポーズをする女性の立場にとっても、思い出の場所として那須塩原市というものが胸に刻まれればとても素晴らしいなと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 男性の立場でお話させていただきます。

今、子ども未来部長が言われたとおり、私も同感でございます。

そんな中で、私のほうは観光振興という役割を持っていますので、この恋人の聖地ということで議員ご指摘のとおり県内3カ所ということからしますと、希少性もあります。また、話題性もあり

ます。

こういうものを我々の観光振興の一つの素材としてさらに磨き上げていくことによって、先ほど子ども未来部長も言いましたが、来てもらうところから交流人口を深めて、それがやがて定住人口の拡大というところの一助になればいいのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 両藤田部長から答弁いただきありがとうございます。

ぜひせっかくこういった恵まれた素材があるわけですから、ストーリー性を持った形で、婚姻届がその一翼を担えばこの提案もよかったかなと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

それでは、次の広報なすしおばらの再質問に移らせていただきます。

最初にも申し上げましたが、ことしから広報なすしおばら、ロゴが変わりました。この変わった理由と、それから反響についてまずお伺いしたいなと思います。

それからもう一点は、ことしの3月まで、私、自治会長をやってまいりました。大体回覧という班長さんが回すわけですが、私のところには4班から私のところに戻ってくるようなシステムにしていました。

残念なことに、広報が残ってきてしまうんですね。墓穴を掘ってしまうような話になりますが、議会だよりも同じなんですね。そういったものに対して、多少なりとも調査をかけたことがあるか、あわせてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） ロゴタイトルを変えた理由と反響というところでございますけれども、表

紙というのが一番目につくということで、私、広報の担当のほうには、表紙にこだわれというようなことは常々言っているわけですがけれども、合併から10年が経過するというのもあわせて、1月5日号より、幅広い層の方に読まれ、親しまれる広報誌となるように変更したというところでございます。

このロゴ等の変更に関しましては、広報モニターさんという方がいらっやって、広報についていろいろご意見をいただいているわけですがけれども、事前にアルファベットの表記というのがいいんじゃないかというようなお話をいただいております。

発行後につきましては、ロゴについては、春はピンクとか夏は青、秋はオレンジ、季節ごとに色を変えると季節感が出ていいんじゃないかというような意見、また、高齢者にはちょっとわかりにくいかもしれないねというような、そんなご意見もいただいているというところでございます。

また、市民の方、自治会長さん等から、変えたことは、前のほうがよかったというようなご意見も正直頂戴しているところでございます。

だんだん時間がたつにつれて、なれてくれば親しみがより湧くのではないかというふうに思っております。

また、広報が戻ってきてしまうというようなご意見ですがけれども、行政の責務として、市民の皆さんに伝えなければならないというような記事は当然記載しているというところでございます。

そのほかに、市として何を伝えたいのか、市民の方が何を伝えてほしいのかというようなことも的確に捉えて記事をつくっていかなければならないだろうというふうに思っております。

また、ちょっと時期は忘れましたがけれども、昨年でしたかね、広報に対するアンケート等も市民

方からいただいております。そういったものを参考にしながら広報の組み立てを行っているというところがございます。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 了解しました。

答弁の中で、平成25年に広報なすしおばらが入選を果たしたというお話がありました。

その24年12月20日号、私もネットで見ました。その中には、ちょうどそのときは特集を組んだときでしたね。「放射能と暮らす」ということで、その辺もひとつ授賞理由の話題になったのかなというように気もするんですが、力強い答弁をいただいて、今後内閣総理大臣賞をとれるように頑張るという答弁があったわけですが、このコンテストというか、これも中身はたくさんありますよね。広報誌の部分であったり、それからウェブサイトであったり、広報企画、あと写真、写真についても表紙の写真であったり、中の取り込まれている写真であったりですね。

ですから、ある程度絞っていかないと、結構難しいんじゃないかなと。賞をとろうと思ったら難しいんじゃないかなと思うんですね。

ことし受賞したのが埼玉県の上野原町のわけですね。これはもう表紙に賭けたそうですね、同じ職員が4年間担当してきて、ようやく、ようやくと言ってもすごいことであるとは思いますが、内閣総理大臣賞に輝いたわけですね。

そういったことを考えると、本市はどの辺に最も力を入れて広報づくりを進めていくのかお伺いをします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） これまで広報をつくっていく中で、特集を5日号、20日号にはお知らせ的なものということで、同じような内容のものが

重ならないようにというような配慮から、そんなところも取り組んできたわけですが、やはり市から市民の方に伝えたい情報、いろいろな施策的なもの等もあろうかと思います。

そういったものを特集として組んで市民の方にお知らせをしていきたいということを中心として広報コンクールのほうには提出をしていきたいというふうに思っております。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） ぜひ内閣総理大臣賞が受賞できることを願ってこの質問を終わります。

それでは、4、那須野巻狩まつりの魅力アップのためについて質問をさせていただきます。

本年は、合併10周年記念の中で行われる那須野巻狩まつりも開催が20回を数え、本市を代表する行事となりました。ことしは例年以上に盛大な祭りになることを願っています。

以下についてお伺いをいたします。

那須野巻狩まつりの初日を飾る大将鍋出陣式は那須塩原駅西口で行われますが、大将鍋を載せる山車の汚れが目立ってきました。まつりを後世に残すためにも、漆の装飾を施すことができないでしょうか。

まちの代表的な祭りの山車などは、常設の展示が行われています。現在ある那須塩原駅前の大将鍋が展示されているあずまやを改築し、大将鍋の山車も展示できるスペースをつくってはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員の質問に対し、答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） それでは、4、那須野巻狩まつりの魅力アップのための2つのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、の山車の漆による装飾についてで

ざいますが、この大将鍋を載せます山車につきましては、平成13年に東那須野地区ふれあい推進協議会が製作したものでございます。

毎年、巻狩まつり大将鍋出陣式を盛り上げていただき、祭りの幕開けに欠くことのできないものとなっておりますが、山車の汚れ等の解消、漆の装飾につきましては、まずは所有者でございます推進協議会でご検討いただければというふうを考えております。

次に、 大将鍋が展示されているあずまやを改築し、大将鍋の山車も展示できるスペースをつくってはどうかについてお答えいたします。

現在、那須塩原駅西口広場にあずまやを設置し、那須野巻狩大将鍋を展示しておりますが、山車の展示ということになりますと、山車の腐食、劣化あるいは安全管理上の問題、さらに西口広場のスペースや利活用の問題等、調整すべきところが多々あるかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、山車の所有者は、先ほどお話ししたとおり東那須野地区ふれあい推進協議会でございますので、推進協議会の意向といったものを踏まえた上で検討していくことになるのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 現在の山車がつくられた経緯としては、当初、あの大鍋は担いでいたわけですね。鍋の重量と、それからみこしの重量、合すると実に2tということで、もう担ぎ手がみんな肩が痛くなってしまっでできないということで、先ほど部長から答弁をいただいた平成13年に今の山車を製作したわけです。

その製作に関しましては、寄附を集めました。

1戸500円、そのほかに、東那須野は毎年夏に盆踊りをやっていますので、その盆踊りの中から2

年間少しずつお金を出して、そのほかに当時の行政のほうから200万円の補助をいただいでつくり上げたのが現在の山車であります。

その山車を製作したときに装飾も一緒にできれば一番よかったと思うんですが、当然予算的なものもあって、一部ペンキによる装飾をなんと役員が行ったという経緯があるんですね。

漆塗りに関しましては、昨年見積もりをとってみようかという話も出たんですが、費用の問題があって、そこから進んでいないというのが現状であるわけです。

当初の那須野巻狩大将鍋出陣まつり 当時はそう呼んでいました のときには、運営補助として200万円程度いただいていたわけです。現在は150万円前後いただいているわけですが、ですから運営も大変に厳しい状況を強いられているというのが現状です。

ことは本当に大きな佳節を迎えています。合併10周年、那須塩原誕生10周年ですので、ぜひともこの機会に山車をきれいにしたいと。これは東那須野地区ふれあい推進協議会の総意です。

昨年も、最初に述べましたけれども、そういったことで検討した経緯がございますので、漆となると本当に莫大な費用がかかるかなとは思いますが、漆じゃなくてもいいんじゃないかなと思うんですね。ですから、ぜひここは検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 一步踏み込んだお答えをということなんだと思うんです。

そんな中で、先ほどもお答えしたとおり、ふれあい推進協の皆様方には大将鍋出陣式というようなどころ全般を取り仕切っていただいていると。多くの住民の方がかかわる中で、手づくり感あふ

れる演出あるいは運営というものをさせていただいているということは、誠にありがたく感じているところでございます。

議員も先ほどお話しいただいたとおり、こしは一つの節目、新市誕生10周年、そして巻狩も20回目を数えるということでございます。

これを機に、山車についても少きれいなものにしていきたいという思いについては、地域の総意だということで、市としても、そこについてはしっかりと受けとめたいというふうに考えております。

そんな中で、推進協のほうで、もう少しご検討いただく中で、漆以外の方法もあるんだと思うんです。そういうものを検討する中で事務局のほうにご相談いただければ、事務局としても、予算の限りという条件がつかますが、考え方に対してご回答が正式にできるのかなというふうに思っていますので、よろしくお話ししたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） 部長の温情ある答弁をいただき、実はふれあい推進協議会の役員会がここ数日中にあります。私も役員ですので、すぐお話をし要望したいなと思いますので、よろしくお話ししたいと思います。

それから、もう一点の常設の展示についてということなんですが、私、以前に大曲、秋田県ですね、大曲はどっちかという花火が有名だということがありますがけれども、あそこには日本一の綱引きの綱が、実は駅に展示をされているんですね。見事なんですね。あのインパクトはちょっと今でも鮮明に思い出すことができますから、すごいなと思いました。

あそこまでいかないにしても、やはりその那須塩原市の顔が那須塩原駅ですから、その前に大

将鍋の鍋、そして山車が展示されれば、非常に来た方々にとっては印象深い、「ああ、那須塩原駅へおりたら、すごい山車があったよね」、それだけでも大きな反響を私は呼ぶんじゃないかなと、そう思います。

実は、この件に関しましては、昨年12月にJR那須塩原駅西口広場に関する要望書ということで、東那須地区ふれあい推進協議会ということで要望書を出させていただいています。

その中にもたまたまの常設展示についての要望を出してありますので、今後、那須塩原駅前に関しましては、周辺の地区の再整備計画が立てられますので、そこでの検討というような運びになるのかなとは思いますが、その点を再度お伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 議員のほうから私が答えようとしたことを先にお話しいただいたんですけれども、まさに私もそのとおりだと思っています。

後段における手戻りとかそういうことを考えると、要はこの地区の西口周辺地区に関しては、もう要は整備をするということが市として決定していることでございますので、その整備に当たっては、必ず地域の皆さん方、推進協の代表の方、あるいは近接の商店街の方、そばに住まわれている方々からご意見を聞く中で計画を策定していくということになりますので、そういう場でこの件についても議論していくことがタイミング的にもベターなのかなと、後段の手戻りも考えてそういうふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） そういった流れが一番

妥当なのかなと思います。

これは私、以前からすごく感じていたことなんです。那須野巻狩まつりは2日間行われているわけですね。先ほど来ありますように、出陣式、そして本祭りとなっているわけですが、どこか違った祭りのような、これまでイメージを持ってきました。

先ほども言いましたけれども、まず名前自体が違いました。「那須野巻狩大将鍋出陣まつり」と名前がついていたんですね。もう一つ、「那須野巻狩まつり」と、今度は2日目は名前がつくわけですね。横断幕まであるわけです。ですから、一体感が生まれていなかったというのがこれまでのこの祭りの形態だと思うんです。

じゃ、祭りの一体感をどうやって醸成していくか、つくり上げていくかということは、これはこの山車を本祭りに持っていけばいいんだと思うんですよ。2日目に。あの山車をですね。

実は、去年もその話が出ました。初日の出陣式の後に、みんなで河畔公園まで引っ張っていけばと。でも、それは無理だよという話になったものだから、そこは頓挫してしまったんですけども。あの山車が本祭りに入ってくれば、すごくインパクトがあって、集まれる方々も大変に喜んでいただけるんじゃないかなと思います。

その際には、先ほども言ったように、やはりちょっときれいにしないとイケませんから、装飾が必要だと思うんですね。

その辺について、このまつりの一体感として考えた場合に、今の提案をどう受けとめますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 山車を本祭りのほうに持っていくというところの中で、前夜祭的な大将鍋出陣式と本祭りのストーリー性というもの、

一体感というものをつくっていくというようなご提案だと思うんですけども、それも一つの考え方だと思っています。

そんな中で、我々はどう考えておるかということでございますが、まず、山車を展示するということに関しては、一つの提案として、先ほど来お話ししているところでございますが、市がまず考える話としましては、本祭りとはとは前夜祭的な大将鍋の出陣式、そういうものも含めて、あとは祭りの今まで20回という歴史を踏んできていますので、そういう歴史も含めて祭りのいわれ、さらには祭りというものが内外に要はPRする部分のところを、専用のブースなんかを設置してPRしていくこともひとつあるのかなというふうに思っています。

いずれにしても、山車を要は本祭り会場に持っていくという話については、一つの提案として受けとめさせていただくということで、この場では今後の検討ということでご回答させていただきたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 17番、吉成伸一議員。

17番（吉成伸一議員） ぜひ検討していただきたいと思います。

大将鍋で実際に鍋をつくりますからね。2,000食から鍋をあれでつくるということですから。あれが展示されてしまうと、2,000食どうするのという話にもつながりますので、その辺をどういうふうにクリアしていくかという問題はありますが、やはり山車があそこに飾られる、一番いいのは山車を引き回すのが一番理想だと思いますが、そういった形をとれば、本当の意味での那須野巻狩まつりになるんじゃないかなと期待をしております。

ことしの那須野巻狩まつりが天候に恵まれて、

盛会の中で行われることをご祈念申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。大変にありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、17番、吉成伸一議員の市政一般質問は終了いたしました。

金子哲也 議員

議長（中村芳隆議員） 次に、18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） 18番、金子哲也です。

1番、社会教育について。

3月議会において、学校教育についてという質問で、読書教育、パイプオルガンによる音楽教育、馬との触れ合い体験教育など、学校における情操教育の必要性を尋ねました。

また、未来に向けての子どもたちに、モラルを重視したマナー教育ができないかをお伺いいたしました。

今回は、それらのことを大人社会に向けてできないかをお尋ねしたいと思います。

当市の美術・芸術に関して、20年、30年先を見据えての考えをお伺いいたします。

那須野が原博物館、日新の館において、科学、歴史、博物の分野以外での美術・芸術の分野での今後のあり方、方針、意気込みをお伺いいたします。

当市の美術品の収集、收藏について、長期的にどのように考えているかをお伺いいたします。

市民の間においては、美術活動がとても盛んになってきています。市民のための美術品展示場ができないか、先に向けての考えをお伺いいたします。

マナー教育に関しては、学校においては道徳

の授業を中心にしつけやマナーを学ばせていくと思われませんが、一般市民に対する教育は難しいのが現状と思われま

市としては、社会生活・文化の向上に向けて、どのようにしてマナーの向上推進を図っていけるか、また、どの部署が担当できるかをお伺いいたします。

市民の手本となるべき市役所内における職員のマナー向上教育について、市としての考えをお聞かせください。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 1の社会教育について、私のほうからは と の についてお答えをいたします。

初めに、 の 美術、芸術の分野での今後のあり方、方針、意気込みについてお答をいたします。

那須野が原博物館におきましては、地学、植物、昆虫、昆虫以外の動物、歴史、考古、民俗、美術、文学の9分野を対象として、資料の収集から展示、また講座活動を行っております。

美術、芸術はその一分野であります。市民の文化意識の醸成のためには、美術、芸術に触れる機会や発表の場の提供は重要でありますので、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

特に美術の分野につきましては、子どもたちの想像の源となるものと考えております。美術を通して、自由な発想や多様な表現などアートに親んでもらうための事業を展開したいと考えております。

日新の館につきましては、地元の高久靄崖や峰

村北山等を継続して展示してまいりたいというふうに考えております。

次に、の美術品の収集、収蔵についての長期的な考えについてお答えをいたします。

本市の美術品の収集については、郷土出身の作家、その作品及び関連作家の作品を収集の対象としております。

すぐれた地域の芸術文化を中心に、作品の収集、収蔵に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成28年度には、屋外収蔵庫の増設も予定しているところでございます。

次に、の市民のための美術品展示場ができないかという、先に向けての考えについてお答えをいたします。

那須野が原博物館におきましては、これまでも企画展等を通してすぐれた美術品の展示を行っているところで、継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

また、市民が制作した作品の展示場所としては、那須野が原ハーモニーホールを中心に、那須野が原博物館、各公民館での展示が可能であります。

市民のニーズに応えられるものと考えておりますので、現在のところ新たに美術品の展示場というものをつくる考えはございません。

続きまして、の、どのようにしてマナー向上推進を図っていけるか、また、どの部署が担当できるかについてお答えいたします。

大人社会におけるマナーにつきましては、本来個人に委ねられるものであるというふうに考えております。

しかしながら、社会生活・文化の向上に向けてのマナーの向上推進につきましては、社会状況の変化と柔軟かつ適切に対応する必要があると思っております。

例えば交通マナーについては生活課において、

ごみの分別マナーについては環境対策課というように、内容により市の担当の各部署において対応しているというのが現状でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 総務部長。

総務部長（和久 強） 続きまして、私のほうからは、の、市役所内における職員のマナー向上教育についてお答えいたします。

職員のマナー向上教育につきましては、その一環としまして接遇研修を計画的に実施しており、全ての職員が在職年数に応じまして定期的を受講をしているところでございます。

具体的には、新規採用職員研修の中で窓口対応あるいは電話対応などの接遇の基本を学びまして、採用2年目以降においても接客対応セミナーあるいは接遇レベルアップ講座を受講するほか、中堅職員におきましてはコミュニケーションスキルアップ研修によりまして、職員一人一人がマナーの向上に努めているところでございます。

また、毎年2回実施しております人事評価の姿勢・適正評価におきまして、社会人としての基本的なマナーはきちんとできているかという着眼点を評価項目としまして設置しておりまして、その評価結果を評価者と被評価者との面談によりましてフィードバックするというようなことをやっております。そんな中で職員のマナー向上につながっているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） まず、3月議会の一般質問で、学校教育の中で取り入れてほしいということでお尋ねしました。その一つ、読書教育について尋ねましたが、その後、5月12日の下野新聞によると、西那須野図書館が子どもの読書活動優秀実践図書館として文部大臣表彰を受けたとの報

道がありました。

赤ちゃん絵本の紹介とか小中学生対象のお薦め本紹介とか、また読み聞かせ活動などが認められたそうです。本当にこれはうれしいことです。

なお、この6月7日のやはり下野新聞の第1面に出ました柳田邦男氏の「読書推進」の中で、「携帯やスマホ、タブレットなどに振り回されがちな時代に、よほど意識して読み聞かせや読書の時間を大切にしないと、心の発達を失ってしまうおそれがある」と書かれて、「自治体の長の意識と決断が大きく影響する」とありました。市長に大いに期待したいところであります。

また、パイプオルガンによる情操教育をという質問についても、この2週間ほど、個人的にはありますが、ドイツ、オーストリアの教会を中心にパイプオルガンを聞き回ってまいりましたが、その神々しい響きを子どもたちに触れさせることで、その響きを心の中にしみ込ませ、精神と肉体に伝え、静かに物を考える時間をつくり出すという体験を存分に実践してまいりましたが、これをぜひ教育に生かしていつてもらいたいと思いました。

もう一つの質問で、馬との触れ合い教育ということで質問しましたが、7月1日から始まるホースガーデンの運用もさることながら、この6月5日、6日、7日と3日間にわたって、すぐその近く的那須トレーニングファームにおいて、全国馬術大会が開催されます。

全国から二百数十頭の馬が集まって、世界大会の候補者選びやオリンピック候補の選択に通じる大きな大会であるということを知ってびっくりしました。

那須塩原市はこんなすごい馬術大会のできるまちであったのかと、今さら勉強不足を実感しました。

7月1日からのホースガーデン開幕に拍車をかけます。こんなすごい馬術大会がこの市内で行われるのは、市民はほとんど知らないのではないのでしょうか。それがとても残念だと思います。

さて、前置きはそれぐらいにして、再質問に移ります。

まず、美術、芸術に関して、20年、30年の先を見据えてということで、ただいまの答弁で、子どもたちを中心に想像の源をつくっていくと。それから、アートを積極的に展開していくという答弁がありました。

それから、日新の館についても、郷土の作家を中心に展開していくということでもあります。

日新の館の展示について、本当にすごくいいものを展示して、いつも楽しみにしているんですが、いかんせんお客さんが少ないんですね。

高久靄崖もしょっちゅう展示してくれているし、それから先日は峰村北山、そして人形展、こういうものを展開してくれているわけなんですけれども、友達を連れてそこへ案内すると、「えっ、こんなところに、こんなすごいのがあったの」、そして「こんなすごいものを展示しているの」と、本当にみんな喜んでくれるんですけれども、ほとんどの人があそこでそういうものをやっているということを知らないんですね。

これ、何とかもっとお客を呼ぶような、そういうことができないか。あんなにすばらしいことをやっつていながら、何で来ないのか、もう不思議で仕方がないんですけれども、私は、できるだけ友達、それから絵のグループ、そういうところへ宣伝をしながら連れていこうとしているんですけれども、なかなかね。やはりちょっと遠いところにあるものですから、お客さんが少ない。

ぜひともこれ、何とかPRに一工夫できないか、それをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） すばらしい作品が展示されていても見に来られる方が少ない、PRに工夫をということでございますが、那須野が原博物館につきまして、こういったパンフレットをつくりながら、毎年、年間のスケジュールを市民の方を初め多くの方に見ていただければということで配布をしている。また、広報等でももちろん企画展等はPRをしているんですが、結果としてこちらで期待するほどの市民の方の集まりがないというのも確かにそのとおりの部分があるかと思えますので、いかに内容を伝えられるか、より工夫をして今後検討していきたいというふうに考えています。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） そのパンフレットはあるんですが、なかなかそのパンフレットを見られないんですね。それから、広報にでもちょっと小さく出ていたりしても、なかなかそこまで細かく見てくれない。

これは、やっぱり何かもっと工夫をしないと。それで、ほかのよその美術館なり、それからそういうところでどういう工夫がなされているか、そういうものをやっぱり調査する必要があると思うんですね。

それで、少なくとも今の10倍ぐらいの人が来てもいいんじゃないかと。本当にもしかしたら1日誰も来ない日が何日もあるんじゃないかというふうな気もしないでもないの、これ、ぜひこんなすばらしいものがあるのに、もう本当にもったいなくて、何とかそれを見ることによって市民の文化・芸術レベルがすごく上がると思うので、その辺の工夫をお願いいたします。

次に、美術品の収蔵、それから収集、それにつ

いてですが、郷土出身の作家を中心ということですけども、必ずしもそれに限らず、それはもちろんですけども、それに限らず、もっと長期的に、そして、しかもそれをもっともっと検討して、30年後までにはこういう傾向のこういうものを収集していこうというふうな、そういうもっと工夫、研究、そういうものが必要じゃないかなと思うんですね。

那須塩原市も、30年後も50年後も100年後も、これは残っていくと思うんですね。そのためには、本当に長期的にそういうことを美術愛好家なり、それからそういう人で集まって、将来の那須塩原市の芸術文化について検討していただきたいと思うんですね。

先日の君島議員の代表質問の中でも、美術品が853点の収蔵があったり、評価額では1億4,600万ですか、という評価が出ていましたけれども、この数字は必ずしも多いとは思われませんですね。その中で、目玉となる美術品が何であるか、それをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 先日の答弁の中で、点数、またその評価額といいますが、出ております。

その中で目玉となるものということでございますが、現在、博物館の収蔵、収集に関する考え方としては、まず地元にゆかりのある方々のを計画的に集めましょうということでここ数年進めてきているところでございます。

そういった中で、現在市が保有している美術品の中で目玉ということになると、それぞれ視点があるかと思いますが、例えば評価額等で見ますと、高橋由一氏の油絵なんかは相当の金額に評価をされておりますし、南庄作氏の彫刻、また高久靄崖氏の掛け軸などが本市の収蔵する美術品等

の中では一定の評価がされるものかなというふうには考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） そうですね、よく霧崖にしても由一にしても、それから南庄作の作品にしても那須塩原市では展示されているわけですが、言ってしまうと、この3つがほとんど今までずっと展示されて、これはこれですばらしいんですけども、そこから一歩出ていかないという感じもしないでもないんですね。

それだけでとどまっていけないのかなという感じもするわけなんですけれども、ずっと以前に、山梨美術館がミレーの作品を、これは三、四十年前になるんですけども、あのころ3億円ぐらいで購入したんですね。そして世間からさんざんたたかれたんです。私もまだ若いころでしたけれども、そういうことがありました。

しかし、今やどうでしょう。山梨はそれによって、あんな田舎町であるにもかかわらず、日本全国で今もって、美術をもって「文化の山梨」の名をとどろかせているんですね。今思えば、本当に安い買い物だったなと思います。

我が那須塩原市も、10年、20年、30年先を見据えて、本当に計画的に美術品のある程度の収集、そして、その収集もただばらばらにじゃなくて、本当にある一定の目標を持って収集をしていくべきだと思います。

それこそ何億とは言わないけれども、せめて毎年最低500万ぐらいの予算を組んで、着々と進んでいけば、20年、30年後には相当まとまった美術収集になると思われます。

美術文化にぜひ目を向けて、美術文化のレベルの向上をぜひ目指してもらいたいなと思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 美術文化ということで、やはり貴重なものというふうに、大切なものというふうに私どもも理解はしております。

議員おっしゃられる毎年500万程度の予算を計上して、10年、20年というふうなお話でしたが、なかなかそこまではいきませんが、300万弱の予算を毎年現在は計上しているわけですが、そういった中で計画的に一つの方針を持って今、収集をしておりますし、今後もう一歩踏み出してというふうなお話もございましたが、博物館協議会の各委員の先生方とも今後相談をしながら、いろいろな意見をいただきながら、そちらについても検討をしていければというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） よろしくお願ひします。

それには、博物館のスタッフ、人的充足ということも考えていく必要があると考えます。

那須塩原市の文化の最大の心臓部の一つである那須野が原博物館を、毎年少しずつよいものにしていくという努力が必要だと思っております。

ただただ同じ水準ですべて流れていくのは、少しずつ下がっていくということも言えるぐらいで、やはりみんなで努力して、ぜひ向上していくように、毎年少しずつその博物館が「ああ、よくなっていく、よくなっていく」というふうに、ぜひ考えていってほしいと思います。

次に、の展示場ができないかということで、今のところハーモニーホールの展示場があるので考えていないということだったんですけども、市民のための美術展示場については、市民が使いやすく見に行きやすい、これがまず非常に重要なんですね。

やはりこれだけ那須塩原市も合併して広くなっ

たものですから、黒磯に1カ所、西那須に1カ所はどうしても必要だというふうに思われます。

美術館を建てるなんていうと、それはなかなかそんなにできないことなんですけれども、市民の美術品が展示できるというスペースはそんなに難しい問題ではないと思うんですね。

そして、今、市民から声が上がっているのが、西那須野では三島ホールホワイエを何とか少し改造して、移動式のつい立てを利用したり、それから照明をちょっと加えれば、比較的簡単にできると思われます。本当にそれは、あちこちの美術愛好家から私のところへも、ぜひそれを要望してくれという声が幾度も聞こえてきています。

そしてまた、黒磯地区では、このたびの駅周辺の整備に便乗して、美術展示のスペースがうまく利用できたらなと思っているんですが、それ以外にも適当な場所があればお伺いしたいのですけれども。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 市民の作品の展示スペースということで、これまでの経過、実績等をちょっと調べてはみたんですが、過去におきましては、三島ホールにおいても、ちょうど震災のあったときなんですが、マザーテレサ展ということで、写真展ではあるんですが、そういったものを実施していたということでございます。

ただ、今ご質問にあったように、構造的な問題、特に照明の関係であるとかそういったところがございまして、現時点ではなかなか開催ができていないというような状況になっているのが一つでございます。

そのほか、博物館のエントランスホールの中でも、これまでやはり絵画、水墨画、例えばパッチワークとか、いろいろな作品を展示しております

て、合併以降ですと、37回ほど実施はしているというような状況でございます。

そういった中で、新たに展示がということでございますが、三島ホールについてはただいま申し上げたような構造上の問題等があります。

西那須野地区では三島ホール、黒磯地区では今回検討している図書館、またはほかにかわるものということでございますが、今後検討する中で、黒磯文化会館のギャラリーホールがございまして、もしそちらに展示ということが可能であれば、相当のスペースもございまして、展示されているものの安全管理、保護、そういったものも検討しながら、今後できるかどうか、館の管理者とも調整をしてみたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） 黒磯文化会館が使える、あれもちょっと工夫は必要ですけれども、やっぱり市民の美術愛好家が今、非常に盛んになっていますので、そういう場所を提供できればすばらしいなと思います。

三島ホールもやはり同じく前向きに検討していただければと思います。

行政がこの地域の美術界の現況をどのくらいつかんでいるか、今はもうハーモニーホールで開かれている原野展、今開催中なんですけれども、これについては行政はどのように関与をしてどういうふうな形でやっているのか、官民が協力し合って、芸術文化の向上をどのように図っていけるか、これについてちょっとお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） ハーモニーホールで現在行われております原野展については、ことしで20回目ということで、ハーモニーホールができて、財団が現在管理しているわけなんです、その財

団の演劇とか音楽発表以外にも、やはりそういった美術とかそういったものの展示を行うことで、市民への美術に関する啓発といいますか周知を行っているということで、市としては、やはり財団の運営について一定の負担金を拠出しながら、年間の事業計画等も定例の理事会等で確認をとりながら行っておりますので、ハーモニーホールの今後の運営、特に美術の展示等については、連絡をとり連携を図りながら、これまで同様進めていきたいというふうには考えています。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） ぜひ市民と一緒に、やはりホールのほうもそうですけれども、文化振興系のほうでも一緒になってやってもらいたいと。

この4月、5月に、宇都宮で安田靫彦のすごい展覧会があったんですね。それと、小倉遊亀。

安田靫彦といえば、昭和における日本画の最高位の画家ですね。そして、小倉遊亀は女流画家のナンバーワンということで、めったに見られない、それもたくさんの作品が並べられて、大きな展覧会だったんですね。

例えばこういうような展覧会を、博物館主導なり、それから文化振興係主導なりで、例えば市民と一緒に見学鑑賞ツアーをやろうとか、市民のためにそういうことを開いていくということをやっていたら、もう市民と、それからそういう博物館なり、それから日新の館なり、そういうところが非常に結びついて親しくなっていくんじゃないかということも考えられます。

そういうところで説明・解説をしながら、そういうところへ一緒に連れていくと。そして、絵画ファンとの対話をしていくと。そういう事業も非常に大切なのではないかなと思っています。そんなこともこれから考えられないかどうかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 絵画ファン、絵画愛好家の方々をそういった有名な作家の方の展示場、展示会と一緒にいくような仕組みづくりとかそういったことの質問だと思いますが、現在、文化協会の中にもそういった絵画に親しむサークルが相当数ございます。会員数にしても200名は超えているというようなことを聞いておりますので、そういった方々の意向等も踏まえ、文化協会との調整も必要になるかと思うんですが、今後そういうような機会が望まれる、そういう要望が相当あるということであれば、検討していく一つになるかなというふうに思っています。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） そういうことで、ぜひ積極的にやってほしいということで、このほうは終わりにします。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時13分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） 次に、 のマナー教育に関しての質問に移ります。

答弁がありました。定住促進、住みたいまちづくりの目標に向かって、市民のモラルとマナーの向上はとても大切な要素の一つと考えられます。

これをどうやって一般市民に向かって、大人に向かって伝えていくか、指導していくか、とても

難しいことだと思います。

しかし、今やらなければならない課題でもあります。市は、モラル、マナーの向上宣言、「マナーを向上しよう」という向上宣言をしたらどうでしょうか。

まず、市役所職員が模範となって、市民に示していくことから始めませんか。「まず隗より始めよ」ですね。議員に言われる筋合いではないと言われそうですけれども、議員も当然それに取り組むべきで、議員は一番襟を正さなければならぬ立場であると思います。

5月21日の議会報告会の折にも、議員に対する不満の声、不信の声がたくさん聞かれました。投票率が低くなるのは当たり前のように言われてしまいました。市民に信頼される議会、信頼される議員になることが最初に必要なことだと思います。

そこで、モラル、マナーのエキスパートをお呼びして、徹底した講習をやったらどうだろうか。

先ほどの答弁でも、本当にたくさんの研修、それからいろいろな形でスキルアップ向上のためにとかいろいろやっているんだよと。本当に「ああ、それはよくやっているな」と思いましたけれども、さらにエキスパートに来てもらって、徹底した講習というものをやって、なるほどと、やっぱりみんなが感心するようなことをぜひやってもらえたらいいなと。そして、市長のモラル、マナーに対する意識と決断をぜひとも期待したいと思っております。そういうことができないかお伺いします。議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 専門家をお呼びしてもっともって研修をしたほうがいいんじゃないかというふうなご意見かと思えます。

先ほども答弁をさせていただきましたように、本当に入りたてから、何年かたった後、それから

中堅になってからというような、各段階で接遇の研修というものは実際やっているわけでありまして、そんなところで、ただスペシャリストというふうなことで、もちろんその講師、先生につきましてはスペシャリストというふうなことでお呼びして研修をしていただいているわけでありましてけれども、いろいろなやり方はあるのではないかと思うんです。

実際にその専門家にしてもらった実際の仕事の中で、そういったものを見せてもらおうと、それを見るというふうなことも非常に有効なことだろうとは思っています。

ただ、それをやるには、やはりその先生、講師につきましても、仕事内容を理解して、自分でも仕事をやってもらうというようなことになろうかと思えますので、なかなか難しいところがあるかと思えます。

そんなことから考えますと、これからの研究というようなことになるとは思いますが、例えば、実際に、じゃ、どういうふうな窓口で、例えばの話ですが、その職員がお客さんに対して対応をしているのか、それをそのエキスパートの目で見て、それを評価していろいろ指導をするとか、そういったやり方はいろいろあるんじゃないかと思えますので、そういった点で今後研究をしていきたいというふうに考えます。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） ここ2週間ほど、私、6月3日まで、ドイツとオーストリアとずっと回ってきたんですけども、やはり向こうのモラル、マナーのよさというのは、もう本当にただそのまちを歩いているだけでも非常に感じさせられますね。

そして、我々もよくあちこち研修に行くわけですけども、それで「ああ、ここは大したことは

ないな」という役所と、それから「ああ、ここは
すごくマナーに気をつけているな」という気持ち
のいい市役所、そういうところ、本当に違いが感
じられますけれども、これから先々、今すぐとい
うわけにいかないけれども、これから先々、「本
当に那須塩原市、ああ、マナーがいいな」と、
「役所もいいな」と、しかも「ああ、市民もい
いな」というふうに、せめて10年後、20年後にはよ
くなるように、ぜひみんなで考えていってもらえ
ればありがたいと思います。

これでマナーのほうは終わりにして、次に、2
番の子どもの貧困にどう取り組んでいくかという
ことで、子どもの貧困が今、大きな社会問題にな
っています。国も動き始めていますが、地方自治体
が直接取り組まなければならない、せっぱ詰まっ
た問題となっています。

少子化問題、シングルマザーによる子育て環境問
題、女性の仕事と家庭の考え方と両立の問題、こ
れらの問題は、当市の目指している定住促進や住
みたいまちづくりに直接的にかかわってくる問題
であると思われます。

子ども未来部をいち早く立ち上げて、子育て支
援課を置いて、子ども・子育て総合センターを配
置して、これからの取り組みが本当に期待されま
す。

そこで、お伺いいたします。

子どもの貧困について、当市の現状をどう捉
えていますか。

見えにくい子どもの貧困の声をどのように察
知して、どのように手を差し伸べていきますか。

那須塩原市において、子どもの貧困ゼロを目
指して、体制づくりができませんかをお伺いいた
します。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員の質
問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 金子議員の質問にお答えを
させていただきます。

この子どもの貧困問題でございますが、これに
ついては極めて重大な関心を持って、今、取り組
みをさせていただいております。

当市の現状をどう捉えているかについて、まず
お答えをいたします。

子どもの貧困対策は、子どもの貧困の実態を適
切に把握した上で施策を推進していく必要があり
ますが、本市における実態把握は、必ずしも十分
ではない状況にあります。

平成26年8月に閣議決定された子どもの貧困対
策に関する大綱においても、今後の対策推進に資
するよう、子どもの貧困に関する調査研究に取り
組むとされていることから、本市としても、国あ
るいは県の動向を注視しながら、適切な実態把握
に努めていきたいと現段階では考えております。

また、見えにくい子どもの貧困の声をどのよう
に察知して、どのように手を差し伸べていくか
についてもお答えいたします。

子どもの貧困は、単なる経済的困窮によるもの
だけではなく、虐待やDVなどのさまざまな要因
が複合的に絡み合っている場合が考えられており
ます。

特に、就学児に対しては、教育部で配置してい
るスクールソーシャルワーカーを活用し、子ども
未来部と教育部の連携のもと、貧困の実態把握に
努めたいと考えております。

貧困状態にある子どもや子育て家庭が社会的に
孤立することのないよう、行政や関係団体が連携
し、貧困対策に関する調査、情報収集等に努め
るとともに、教育の支援、生活の支援、保護者に対
する就労の支援、経済的支援を総合的に進めてい
きたいと考えております。

那須塩原市において、子どもの貧困ゼロを目指して体制づくりができないかという質問についてもお答えいたしますが、本市の現状についてお答えしたとおり、まずは子どもの貧困の実態を適切に把握し、精査した上で、体制整備を含めた施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

このスクールソーシャルワーカー、県では、各教育7事務所に1人ずつ去年まで配置されておりましたが、ことし3名で県全体で10名、県北、県央、県南に、加配というのではありませんが、10名おります。

また、市町村では、もうごく限られた市町村にしか、このスクールソーシャルワーカーが配置されておられません。

私としては、そういう珍しいとかどうこうではなくて、やっぱりスクールソーシャルワーカーが真に力を発揮するためには、各地域から集まる情報を集計してお話を聞くだけではこれはだめですよ。これは、お話を聞いたら関係者に出向いて、そして会って、問題の解決に個別に突っ込んでいくといいますか、こういう仕組みがいるだけではだめで、つくらないとだめと。

こういうことがあって、現在、子ども部、また教育委員会に対しましては、訪問をする場合には社会福祉士、これはほとんど女性が多いものですから、1人じゃ訪問できないだろうと、こういうこともあって、来年度以降、早急に複数のスクールソーシャルワーカーを何とか配置してくれないかと、こういうことで現在協議をしております。

「何とか配置」というのも変な言い方、幾らでも雇用すれば配置できるんじゃないのと言っても、これ、相手がいないんですよ。スクールソーシャルワーカーの資格を持ったそういう人を探すというのは、現在非常に難しい状況になっておりますので、そういう点を克服できれば、早い機会に複

数体制の仕組みを構築したいと、こういうことで、本当に顔を合せればこの問題等について、子ども未来部、教育長などとは会話を重ねている、そんな段階でございます。

以上で第1回目の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） さすがに子ども未来部をいち早くつくって、そして子ども・子育て総合センターをということをやっているだけあって、いろいろ考えて、その一生懸命さが伝わってくるわけです。

しかし、子どもの貧困は、それでもどんどんやっていっても漏れてしまったり間に合わなかったり、本当に大変な現状だと考えられます。

そして、しかもこれは那須塩原市、この一つの自治体だけで解決することじゃなくて、やはり例えば県の児童相談所、こういうところとタイアップしながらやっていかないと、なかなか自治体だけでは難しい問題もたくさんあるし、そういうことで、今答弁にありましたように、スクールソーシャルワーカー、社会福祉士、そういうものもどんどんできるだけ多く取りつけてそれでやっていくというその情熱に、本当にありがたいなと思いました。

今度、子ども未来部の中にできた子ども・子育て総合センターが配置されているわけですがけれども、子どもの貧困に向き合う姿勢がいよいよ本当に本格的になっているんですけれども、そのセンターの仕事の内容と範囲というか、それからスタッフ、その状況、体制についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 子ども・子育て総合センター、本年4月から新たに設立された部署

でございます。

今までも、いきいきふれあいセンターの2階に子育てセンター、現在も引き続きでございます。

それから、子ども課のところに所属しております職員等が一つのところに集まったという形なんですけれども、主な業務ということですので、主な業務としましては、今までにもやっていた業務でございますが、子育てに関する全般的な相談を受ける子育てサロンを行ったりとか、あとは要支援児と申しますか、貧困とかいろいろな困り感を抱えているご家庭、子どもさんの対応をするというところと、あとは母子父子自立支援、それから発達支援ですね、そういうものを一つにまとめて業務を行っているところです。

当然のことながら、いわゆるDVや虐待に関する情報も集めて、それに対して的確に関係部署と連絡をとりながら、当然その連絡をとる箇所については児童相談所へ、教育部もでございます、そういうところと連絡をとりながら、本当に日々忙しく活動しているというのが実態で、所長、副所長、それから事務職も含めまして、あとは非常勤で、今までもおりましたが、家庭相談員の方、それから婦人相談員兼母子父子自立支援員の方々とか、そのほか臨時の方、非常勤の方、いろいろな相談に応じる形がとれるようにということで、そのセンターはそういう体制で行っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） 今、ちょっと聞き逃しちゃったんですけども、何人ぐらいの体制でやっているわけですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 臨時職員も含めると実は二十数名いて、それが常勤ではないんです

ね。ケースによっていろいろ変わりますので、30名弱、20名以上という形になります。

すみません、的確な数字を今すぐ申し上げられなくて、申しわけございません。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） 前にもいきふれのほうでやっていたわけですけども、今度、西那須野支所のほうへ移って、そして多分全部まとまったのかなと思うんですが、雰囲気全然違うというか、もう何となくやる気満々のそういう雰囲気が伝わってくるような状況で、非常に頼もしいと思っているんです。

それで、もう本当にこれから期待できると思うんですけども、子どもの貧困については、ヨーロッパでは日本より30年前から取り組んでいるということです。子どもの貧困は、大人になってからの健康に大きく影響してくるということです。もちろん犯罪や家庭崩壊の連鎖にもつながりかねない。

今、ほかの人のことを考える余裕がなくなりつつある日本の社会では、それこそ見えにくい子どもの貧困をいち早く察知して、手を差し伸べなければならぬかなということを感じます。

今、子どもに対する要支援・援護事業が行われていますが、これからはそれが徐々に拡大していくのじゃないかなというふうにも思われます。

それに対する協力ボランティア、スタッフ、そういう人たちの養成というか、そういう人たちがどんどんできるようにしていかなければ、これからはその必要性が問われていくんじゃないかなというふうに思うんですが、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） ボランティアの養

成、そういう支援をしていただく方をどれだけふやすかということかと思えます。

支援が必要な子どもたち、その親御さんも含めて、いかに寄り添ってきめ細やかな対応ができるかということが一番重要かと思えます。当然そのためには、スタッフの充実は必要かと思えます。

私どもとしましては、現時点では、そちらの要支援の方々の担い手、ボランティアを含めて、さまざまな分野でそれぞれ得意な分野を持っている市民の方、そのほかの方々が多くいらっしゃると思えますので、そういう方も含めまして、子育ての支援に限らず、いろいろな分野で、得意分野でご活躍いただけるように、市と協働して担っていただけるような体制が将来的に例えばNPOとかの設立につながっていただければ、とても望ましい形になるのではないかと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 18番、金子哲也議員。

18番（金子哲也議員） そういうボランティアでも比較的簡単な、例えば送り迎えとか簡単な仕事もあるんですけども、しかし、子どもたちの中にも非常に難しい問題も含んでいるので、やはりある程度スタッフの養成というか、ボランティアスタッフの養成ということも将来的に考えていかななくてはならないのかなということでこれはお伺いしたわけですけども、大体そんなことで、ついこの6月1日、今月1日に、オーストリアのリンツ市で、有名な世界的な文学者でシュティフターという人がいるんです。シュティフターの家を視察した際に、心身障害者の部屋が1階にありまして、そこへ案内されまして、そしてそこはもうそういう障害者の絵とか、それからいろいろな文字、それから書き物、そういうものが壁面にたくさん張られていたんですね。

その中で、非常に印象に残ったものが1つあり

ました。「多くの人たちは、自分の勉強を楽しくやっている。私だけがやっていない。多くの人たちは、何か言おうとすることがある。私だけがそれができない。多くの人たちは、ある考えを持っている。私だけがそれができない。多くの人たちは、誇らしげで幸福そうに見える。私だけがそれができない」、これはドイツ語で書いてあったんですが、それをちょっと訳してもらってびっくりしたんですけども、こんなすばらしいのを書く子どもがいたのかということで、この詩のような言葉が本当にきれいに美しく壁にかけられていました。

それを書いた子どもは、その後すぐ、リンツ市内にドナウ川が流れているんですが、そのシュティフターハウスの50メートルぐらい先にドナウ川が流れているんですけども、そのドナウ川に身を投げて亡くなったそうです。

案内してくれたスタッフの人が、どうして手を差し伸べられなかったのかなということで、残念がっていました。

このケースなども、子ども未来部もしくは健康福祉部、それから教育部の範疇でもかかわってくる問題かなというふうに思いました。

子どもの貧困については、非常に複雑で、そして幅が広くて、いろいろな形のある社会問題であります。また、その問題に立ち向かうスタッフには、本当に心身ともにとても大変なことであると思うんですね。

その難しい問題に、ひたすら正面から真摯に向かって、底辺のレベルを支えていくと。負の連鎖を断ち切っていくと。そのために子ども・子育て総合センターにはぜひ頑張ってもらいたいなというふうに思います。人に選ばれるまちづくりも、そのような支えがあってこそ初めて本物になるのかなと思います。

先日配布された「Welcomeガイド」の子

育て編というのを見ましたけれども、とてもよくできていて、那須塩原の子どもたちの幸せそうな姿がたくさん載っていましたが、それもこの底辺の下支えがあってこそのことだなというふうに感じました。本当に重要なことだなと思っています。

さて、この文化と、それからモラルと、それから子どもの未来と、この問題は大きな3つの課題、那須塩原市の未来をつくっていく3本柱になっていくのではないかというふうに思いました。

これで私の質問を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で、18番、金子哲也議員の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時39分